

1. 議事日程（平成28年第2回北広島町議会定例会）

平成28年6月14日
午前10時開議
於 議 場

日程第1 一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 藤 堂 修 壮 | どう生かす 中小企業・小規模企業振興基本条例 |
| 中 村 勝 義 | 危機管理対策を問う |
| | 地域農業活性化支援事業交付金 見直しは |
| 中 田 節 雄 | やさしい行政の窓口対応とは何か（書類編） |
| | やさしい行政の窓口対応とは何か（子育て支援編） |
| 森 脇 誠 悟 | 千代田運動公園の競技場フィールドを人工芝にできないか |
| | 特別職（非常勤含む）報酬審議会の設置が必要ではないか |
| 大 林 正 行 | 障害者差別解消法施行に伴う町の施策と今後の障害者支援策を問う |
| 宮 本 裕 之 | 健康寿命延伸のための3大疾病予防及び禁煙促進を問う |
| | 町営・町有住宅の維持管理と今後の住宅計画を問う |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| 1 番 真 倉 和 之 | 2 番 中 田 節 雄 | 3 番 久 茂 谷 美 保 之 |
| 4 番 藤 堂 修 壮 | 5 番 梅 尾 泰 文 | 6 番 森 脇 誠 悟 |
| 7 番 柿 原 徳 則 | 8 番 室 坂 光 治 | 9 番 中 村 勝 義 |
| 10 番 伊 藤 久 幸 | 11 番 浜 田 芳 晴 | 12 番 藤 井 勝 丸 |
| 13 番 蔵 升 芳 信 | 14 番 田 村 忠 紘 | 15 番 美 濃 孝 二 |
| 16 番 大 林 正 行 | 17 番 宮 本 裕 之 | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 空 田 賢 治	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 成 瀬 哲 彦	大朝支所長 清 水 繁 昭	豊平支所長 多 川 信 之
危機管理監 五反田 孝	総務課長 古 川 達 也	財政課長 信 上 英 昭
企画課長 畑 田 正 法	税務課長 西 村 豊	福祉課長 清 見 宣 正

保健課長 福田 さちえ 農林課長 藤浦 直人 商工観光課長補佐 沼田 真路
建設課長 砂田 寿紀 町民課長 坂本 伸次 上下水道課長 浅黄 隆文
消防長 田辺 弘司 学校教育課長 石坪 隆雄 生涯学習課長 佐々木 直彦
会計管理者 畑田 朱美 国土調査事務所長 林 秀治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（加計雅章） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また答弁においても簡潔に行ってください。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けて、一般質問を行ってください。4番、藤堂議員の発言を許します。

○4番（藤堂修壮） 4番、藤堂修壮でございます。どう生かす 中小企業・小規模企業振興基本条例について質問をいたします。この条例は、本定例会に提案されている件でございます。中小零細企業の先行き不透明感や長引く景気の低迷に伴い、この質問をいたします。日本経済は、緩やかに成長に向かい、アベノミクス効果があらわれつつあり、デフレ脱却に向かうと報道がよくされております。大都市における企業の動向と中山間地域に拠点を置く中小零細企業とでは、その実感に格差があります。中でも北広島町の小規模事業者は、その恩恵には届きにくく、経済成長を肌で感じることは、いまだ至っておりません。地域力の減退は、人口減少を引き起こし、その結果、地域経済は弱体化し、加えて、集落や地域全体の体力を奪い、徐々に機能しない方向へと流れてまいります。経済センサスデータによると、北広島町の小規模事業者数は、平成19年4月に1034あった事業所が、平成27年4月には877事業所となり、8年間で157事業所が倒産や廃業をしております。平均で毎年19.6事業所の減少となっており、このまま進むと、今後のまちづくりや事業形態に大きな影響が生じ、厳しい事態になることは目前であります。しかも平成27年末現在の商工会入会業者数は1042業者で、その85%が小規模事業者であります。現状の厳しく苦しい中に地域や集落の下支えと活性化にひたすら歩みを続けております。北広島町には企業進出はありますが、これまで地域に根差した商店や

事業所の営みも、町にとっては大きな役割があると考えます。時代が変わり、一昔の事業運営の考えでは通用しない時代でもあり、新しいアイデアや研究により地域経済の模索や振興が問われております。そうした中、北広島町として、中小企業・小規模企業振興基本条例が提案されることは、時期を得た意義ある提案であり、地域経済の発展と経済振興のため、そして北広島町活性化に大いに歓迎される条例と考えます。この条例が真に、まち・ひと・しごとにかされ、町の発展に結びつかなくてはなりません。その願いを込めまして、幾つかの質問をいたします。まず、1点目は、条例制定は、実行主体、これは町にあります、その責務についてお伺いをいたします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） ご質問いただきました当該条例における町の責務について、商工観光課からお答えさせていただきます。この基本条例は、町内の中小企業・小規模企業の成長及び持続的発展が図られるよう、総合的な施策を推進し、町民、事業者、経済団体及び町が相互理解を深め、町民の暮らしと調和した地域産業及び地域経済の発展を促し、もって住民生活の向上を図ることを目的としております。中小企業や小規模企業に対する総合的な施策について明文化することにより、より振興を図っていくものでございます。町の責務につきましても、まず、1点目として、経済や社会情勢の変化に対応し、基本方針や基本施策にのっとった施策を推進するとともに、国や県に対する施策の要望、2点目として、中小企業・小規模企業への資金、人材確保への配慮、3点目として、中小企業・小規模企業の受注機会の増大を条例で定め、関係機関と連携して取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 責務、今ご説明をいただいたとおりであります。大切なのは、この責務を実行するに当たり、どれぐらいの小規模事業者の把握ができておるかおらんかということが大切だというふうに思いますが、ちょっと事例を挙げますと、東京の墨田区で、1979年にこの基本条例が制定をされておりますが、その制定をする2年前から、区の職員、要するに係長級以上が2年間かかって、中小零細企業を訪問して、目で見て耳で聞いて調査をした。自分たちの要するに自治体の中にある中小零細企業者の把握をしたということです。そこで、この北広島町における、さっきも言いましたが、83%が零細企業です。その把握はどれぐらいできておるのか、お伺いします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） 小規模企業者の把握でございますけども、商工会のデータで、議員先ほどおっしゃいましたとおり、877という数字を把握しております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 問題は、その中身が問題になってきます。中身というのは、要するに業者の今実態ですね。そういうことが問題になってきます。ここがしっかりつかめてないと、さっき質問しました責務もなかなかそこへいかない。絵に描いた餅になってしまう可能性があるわけですが、今後、その実態の調査はどのように考えられますか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） 今後、実態調査につきましては、条例の中で、北広島町の産業振興会議を設置をするようにしております。その中で、各団体のご意見をお伺いし、実態調査

等も進めてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） わかりました。その会議を通じてするということではありますが、その件については、また後ほど伺いをいたしたいと思います。もう一つは、この商工業、中小企業、あるいは小・零細企業がいろんな業種がいっぱいあるわけでありまして。町が業者を今どれぐらい利用しておられるか。その現状をお伺いをしたいというふうに思います。特に零細企業の場合。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） 実態把握しておりません。以上です。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 実態把握というか、例えばコピー用紙であるとか、いろんな必要品等々あると思うんです。その行政として必要なものがあると思うんですが、それは全く、今、北広島町のそういう業者からは入れてないということですか。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） 物品に対する町としての発注状況というご質問だろうと思います。ご承知のように、2年に1回指名願というものを町のほうへ出していただいた業者さんから指名のほうさせていただいて、納入等はさせていただいているのが現実です。一つ基本的な部分でございまして、今のコピー用紙等々の消耗品につきましては、必ず町内業者を優先して、納入するように学校なり、発注の機関のほうへ指導のほうは常にしております。以上です。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 一つは安心しましたが、要は、そこら辺も今後考えていく、条例を中心に考えていく大きな要点になっていくのかなという思いもしておりますが、これまた後ほど話をしたいと思います。次に、この条例をつくって、零細企業、特に零細企業が非常に今厳しい状態にあるわけですが、その声が条例をつくることによってどういうふうに届いていくのか、これをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） ご質問のありました地域零細企業の声が届く場になるのかというご質問でございまして、事業者の皆様方の意見反映が可能になるよう、町民、事業者、経済団体及び町で構成する北広島町産業振興会議を設置し、その会議において、事業者及び経済団体の代表の方を通じて、地域零細企業の方のご意見を踏まえながら、施策等の実現に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 先ほども話に出ましたが、産業振興会議、これ非常に大切なことだというふうに思いますが、その構成が、さっきも答弁がありましたが、町民、それから事業者、それから経済団体、経済団体というのは商工会のことだというふうに思いますが、町民と事業者、どういふふうな選択をされるのかお伺いします。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） 町民につきましては、例えば女性会の代表の方であるとか、そういう方を想定をしております。事業者につきましては、商工会等と今後協議いたしまして選定させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

- 4番（藤堂修壮） 要するにそれぞれの団体の方々、町民の皆さんのその範囲はどれぐらいになるかということ、まだわかりませんが、そういう団体の方のことですね。それから事業者も、これまた、すごい幅広いものがあるわけなんです、これらのローテーションでやるのか、それともどういうふうな形でやられるのか、これ、今から考えられることなんですか。それとも、ここに名前が上がっている以上は、こういうふうな形で事業者を選ぶよということも頭にあるのかなのか、お伺いします。
- 議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。
- 商工観光課長補佐（沼田真路） 設置要綱を今後検討いたしまして、これから、今後検討させていただきます。以上です。
- 議長（加計雅章） 藤堂議員。
- 4番（藤堂修壮） 会議をやられるんですが、これは定期的にやる予定なのか、それとも必要が生じたときにやられることなのか、お伺いします。
- 議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。
- 商工観光課長補佐（沼田真路） 当然定期的に開催するほうが施策を推進していく上で必要と思われまますので、そういった方向で進めさせていただきたいと思っております。以上です。
- 議長（加計雅章） 藤堂議員。
- 4番（藤堂修壮） 非常にいいことだと思います。やっぱり、それを会議をすることによって、何が問題なのかということ把握をせにゃいけんし、それを解決をしていかないけんというふうに思うわけですが、この会議の、これから設置要綱つくっていかれるということであるんですが、要は中身が非常に問題になってくるというふうに思うんですが、これは大まかな話、問題点を解決するような会議にするのか、それとも振興の条例なんで、今後、先にこういうふうな目標をつくって、ここにこういうふうな目的に達せるような方向でいこうというふうに考えられるのか。どちらですか。
- 議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。
- 商工観光課長補佐（沼田真路） そういった問題も含めまして、ご意見をその会議の中で伺い、必要な施策等に取り組んでいくというふうに考えております。以上です。
- 議長（加計雅章） 藤堂議員。
- 4番（藤堂修壮） 次に、今、条例を提案をされておるわけですが、これが町の条例である。それを事業者は、それを活用していかなくてはならない。そこに非常に大きな輪ができてこんといけんのだろうというふうに思うんですが、考えてみれば、いろんな産業というか、業種があるわけです。これをもちろん業種間のこともありますし、それから、それをつくっていく環境のこともありますし、そういうことをリンクする必要があるんだろうというふうに思うんですが、例えば福祉の関係、福祉産業だってあるわけですし、そういうことをリンクしていく必要があると思うんですが、その考えはいかがですか。
- 議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。
- 商工観光課長補佐（沼田真路） 中小企業・小規模企業等が主体的に取り組みまれてまいります活動に対しましては、町も関係機関と連携して施策を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（加計雅章） 藤堂議員。
- 4番（藤堂修壮） 一番最初も言いましたが、業種のいろんな把握、あるいは内容、こういうこ

とをきちっとわかっておっていただかんと、なかなか、さっき言いました産業振興会議の中でも、そういうことも出てくると思うんですが、これらの内容把握をすれば、じゃあ町に今持っておるものが、こういうふうな活用で零細企業に仕事を与えられるんじゃないかなということだあってあるというふうに思うんです。ですから、要は把握をしてもらうということが非常に大切になってくると思います。例えば、いろんな業種があります。農林業もあり、製造業もあり、卸もあり、小売りもあり、いろいろあるわけです。商工会としては業種はそういうことがあります。それから一方、町の施策としては空き家の対策もあります。それから農地の放棄地の問題もあります。さっきも言いました福祉の関係もあります。これらをリンクしていかないけん。そういうふうに思うわけですが、その方向性というのは、今考えておられますか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 町が行っております企業支援でありますとか各事業、いろいろございます。現在、長期総合計画も立てている段階でありますし、総合戦略というものも昨年度つくらせていただきました。大きな方向を持って、町の行政を進めてまいりたいと思っておりますけども、今議員申されましたとおり、それぞれの部署で、それぞれの施策を持っております。これをリンクさせながら、お互いに成果が出るような関係を持ちながら進めていく必要が当然あると思っております。今、個々で政策を、いろんな計画を立て政策を実施しておりますけども、そこら辺をこの機会に、また、いま一度洗い直して、各部署、縦割り行政にならないような情報連携をとりながら、情報共有をとりながら、そういうものまとめたもので、できれば定期的にそこら辺の確認ができるような会議、例えば今思っていることですが、月に1回ほど管理職会議というものを行っております。ここは情報連携の場でございますので、ここでも重要施策につきましては、進捗状況でありますとか方向性でありますとか、そこら辺の情報共有の場にもなり得るというふうに思っておりますので、そういうものも活用しながら、町全体で押し進めていけるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） ぜひそういう考えで進めていただきたいというふうに思います。この条例の中に入って伺いをするんですが、条例の中に、それぞれの目的を達成するのに、それを支援するということが、第4条ですが、この支援が13項目あって、支援と書かれているのが数多くあります。これ全部の説明は要りませんが、この支援というのは、どういう意味合いで支援をするというふうにお考えですか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） 基本施策の内容につきましては、基本方針に掲げております中小企業・小規模企業の振興は、みずからの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、その特性に応じた総合的な施策を町民、事業者、経済団体及び町の連携と共同のもとに一体となって推進することを基本といたします。第4条では、13の施策項目を掲げており、既に取り組んでいる施策もありますが、新たな施策につきましては、北広島町産業振興会議で協議してまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 会議の中でいろいろ進めていくということですが、やり方というか、その考え方によっては、いろんな方向性が出てくるんだろうというふうに思いますが、この支援が、町が支援をするのか。あるいは、どこかに委託ではないですけども、それをゆだねて、

極端な話が商工会、経済団体にゆだねて、それがやるのか、そこら辺はどうですか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） それぞれの主体が役割を明確にして、それぞれの立場で支援をしていくという方向でございます。以上です。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） わかりました。もう一つは、この条例が、要は共通した認識の中に物事が必要ではないかなという思いがいたしております。先般、ある若い人の会議を行いました。そのときにいろんな話が出てきたわけでありますが、やっぱり企業が思っておる思いをいろいろ相談をすることが今からいっぱい出てくるんだろうと、この条例をもとに出てくるんだろうというふうに思いますし、現状もそういう相談にもいっぱい行政のほうにも来ておっていただくんだろうというふうに思いますが、相談に来たが、相談に乗ってもらえなかったという話がありました。これは、ちょっと事例ですので報告をしますが、事業の規模を拡大と新事業への相談の思いを持って県のほうに行ったと。事業は、町内であり、身近な自治体で相談するように県のほうから指導があり、必要書類をもらって、町の企画課のほうに相談に行くと。ところが窓口は、地方創生に関するハード事業はない。方法はないとの答えであったと。これは北広島町はやることでもないというふうに言われたと。相談者は、水産業の関係の職業であったんですが、北広島町には水産業はないという返答もあった。要するに取り合ってもらえなくて、また再び、県のほうに今相談中だということでもあります。相談者は、町の取り扱いが非常にこれまづいという思いを持っておられます。町の活性にこれつながるのかなという非常に残念な気持ちを持っておられるんですが、こういう事実はあったんですか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 今、お話のありました事案でございますけども、このお話をいただいたときに、うちのほうで、内部での確認をいたしました。確認した結果でございますけども、今申されましたように、事業展開するために事業者の方が相談に来られたということで、地方創生の関係で何かないかということで相談でございましたので、企画課のほうで対応させていただきました。まずは、今申されましたように、地方創生の中で合致するような補助でありますとか支援がメニューとしてないということで、お話をさせていただきましたけども、その話の流れの中で、国の関係の補助金制度の活用は何かないかとか、農林課を通して、県にそこら辺の紹介をさせていただきました。ただ、その場で、来られた方の思いに合致するようなものがなかったということで、また、情報収集して、後日お話をしましょうということで、お別れをしたということでございますけども、これにつきましては、職員2名で、約1時間余りお話をさせていただいたということでございます。結果として、思いのところがなかったということと、ご本人がこの対応につきまして、もう不愉快な思い、あるいは憤りを感じておられるということでございます。これは結果として、そういうことがございますので、このことにつきましては真摯に受けとめさせていただきまして、再度またご本人とお話をさせていただいて、事業の展開はもちろんですけども、対応につきましても、改めるべきところは改め、取り組むべきところは取り組んでまいりたいと思います。また、先ほど申し上げましたけども、窓口につきましては丁寧な対応はもちろんですけども、各部署が縦割りにならないような体制、各部署が連携をして情報共有も行いながら、幅広い対応ができるように職員も考え、努めてまいりたいと思っております。

- 議長（加計雅章） 藤堂議員。
- 4番（藤堂修壯） そこら辺が今、課長最後におっしゃいましたが、要は、縦割りがあっては、この条例成り立たんのではないかというふうな思いがします。と言いますのは、さっきからずっと言っておりますが、どうやってリンクして、庁舎というか、行政の中の仕事の部分、あるいは業者の仕事の部分、こういうものをどうやってリンクしていくのかということも含めて、これ縦割りというのは非常に弊害になってくるんだろうというふうに思います。この条例を進行させていくのに、やっぱり情報をお互いがどこの課も共有しておく必要があるんだろうと思いますが、今後、これも何回、こういうくし刺しの行政が必要じゃないかということも何回も言ってきましたが、今後、この条例を制定することによって、これをどういうふうに横の連携をとっていくのか、これ副町長どういうふうなお考えですか。
- 議長（加計雅章） 副町長。
- 副町長（空田賢治） この中小企業の制定の目的が一番最初の答弁でもありましたように、いろんな主体が協力し合って、大変難しい問題であります。この中小企業の振興、簡単にできるものではないと思います。パイを増やしていくということもありますし、共通であることによって、コストを減らしていくということ、企業のほうは。ただ、一方で、企業同士というのはライバルというのがありますから、そこら辺も含んでおいて、みんなで協力してやっていこうということ、その中に町も主体的にやっていこうという決意を述べた条例であります。その決意を述べている町の中が、そういう一体感がとれてないということは非常に問題でありますので、先ほど企画課長が答弁しましたように、毎月1回の幹部会議において、いろいろ情報交換、情報収集、伝達をやっていくとともに、日ごろの行政の中において、この中小企業の振興とか、そういったものが、もう根底にあるんだということを意識してできるような、その意識啓発についてもやっていくと。どのような取り組みに対しても、この中小企業の振興ということを根底に置くというような取り組みができないか、そういう方法を検討してまいりたいと思っております。
- 議長（加計雅章） 藤堂議員。
- 4番（藤堂修壯） 条例ができることによって、お互いがその方向性、いい方向性が生まれてこにゃいけんわけなんで、そういうことにぜひ力を入れてほしいというふうに思います。行政だけが、条例つくったから、こうだよこうだよという、責任があるよということだけでもありません。事業者もやっぱり取り組みも考えたり変えたりしていく必要がありますが、さっき答えもいただいたように思いますが、これらの取り組みの総合性、要するにどうやって、これから進めていくのかということも非常に大切であります。事業者と行政の役割、そういうことについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。
- 議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。
- 商工観光課長補佐（沼田真路） 事業者の考えや取り組みも変わらなければならないが、町との相互性はどういうご質問に対しまして、商工観光課からお答え申し上げます。町民、事業者、経済団体等及び町がそれぞれの役割を認識しまして、相互理解を深め、連携を図りながら、中小企業・小規模企業の振興に努力してまいりたいと考えております。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 藤堂議員。
- 4番（藤堂修壯） そのために、前に進めるためには、さっき会議の話もございました。みずから考えて、こういうところは直していかんやいけん、あるいは、こういうことを勉強せにゃい



けんということもいっぱい生まれてくると思います。研修であるとか勉強会、要するにセミナー含めてそうですが、これの指導とか進め方、これらはどういうふうにするか今のお考えですか。

○議長（加計雅章） 商工観光課長補佐。

○商工観光課長補佐（沼田真路） そういった支援につきましては、商工会、県、国等々と連携して、そういった事業、支援施策を研究させていただいて、助言等していきたいと考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 最後の質問になるんですが、国の中小企業基本条例では、旧の条例が、地方自治体は、小・零細企業の要望を聞くことは、国の下請機関の役割であった。要は、自治体が企業の利益のために昔は動くことはタブーであったということがありました。ところが1999年に改定された中小企業基本法では、地方公共団体の責務として、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定、実施する責務を有したというふうに変ったわけでありまして。要は、地域の中小企業者に対して、地域に合った施策を策定して実施する責務が生じてきたということでありまして。そこで、先ほども言いましたが、非常にこの条例、時期を得たものであるというふうに思いますが、町長は、この振興基本条例をどのように生かしていられるおつもりか、お伺いします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 昨年、総合戦略を策定をしたわけでありまして、基本的な考え方としては、町内のいろんな組織、企業も含めて、行政も一体となって連携して進んでいこうと、地域の活性化を図っていこうという考え方であろうというふうに思っております。今回、中小企業・小規模企業の振興や支援に関する事項が基本条例という形で明文化されことにより、町民、事業者、経済団体及び町がそれぞれの役割をこの条例で明確にしましたので、それをお互い果たしながら、協働して効果的な施策を展開し、産業地域経済活性化の促進、それから住民生活の向上を図っていきたいと考えておるところであります。町としても、現在、財政支援も含めて、こういった取り組みもしておる部分もございますが、財政支援以外でもいろんな取り組みが可能になってくるというふうに思っておりますので、その辺を、この条例でうたっておりますように産業振興会議を設置し、十分議論し、知恵を出して、商工会が取り組んでおられる経営発達支援計画、これとも連携しながら進むことができたというふうに思っております。いずれにしても、こういった取り組みにより、地域経済が活性化していけばと考えておるところであります。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） 今、町長答弁いただきましたが、要は、今も経済的な支援であるとかということもあるわけでありまして。今、この北広島町だけじゃないというふうに思いますが、非常に中小零細企業が、あるいは中小企業もですが、悩んでおるといのは、公共事業、これが激減をしてきております。要は、そういうところに仕事を得て、それで地域の形成というのが成り立ってきておったわけですが、これが今、形が変わってきつつあります。そういうことを含めると、この条例に対するもの、支援というのはいっぱいあるわけですが、やっぱり公共事業が柱になることが大きな力にもなるわけでありまして。ここら辺の進め方、考え方をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 公共事業についての考え方でありまして、町独自の公共事業もありますけれども、ウエートの少ないと思っております。財政的な部分もありますので、県、国に依存するところはかなり大きいものがあります。全体としては減少傾向になってきておるといふうに感じておりますけれども、今、いろんな分野で長寿命化等叫ばれておるわけでありまして、そういった管理、長寿命化といった面での公共事業というのはもっともっと増えていかなければならないというふうに思っています。そういった面で、これまでも県、国のほうにも要望してきておるところでありますけれども、これまで以上に要望してまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 藤堂議員。

○4番（藤堂修壮） ぜひ、町単独というのも、非常に今町長おっしゃったとおりですが、難しい面もあります。国の事業、あるいは県の事業もあるわけでありまして。それから、農業、あるいは林業含めて、さっきから何回も言っておりますが、事業を考えれば、いろんなことができるんだらうというふうに思います。この条例通じて、元気な町ができていくことが一番大きな目標といいますか、そこに到達せにゃいけんことだというふうに思いますので、期待をして、私の質問を終わります。

○議長（加計雅章） これで藤堂議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。11時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 47分 休憩

午前 11時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、9番、中村議員。

○9番（中村勝義） 9番、中村、さきに通告しております大綱2問について、一般質問を行います。まず、1点目は、危機管理対策を問う。危機管理対策の共通課題は、起きたらどうするかも大切であります。備えあれば憂いなしの格言があるように、常日ごろから、起きないように手だて、未然に防ぐ対策こそが肝要であります。このことから、防災は備えが第一といわれるゆえんでもあります。それでも、日本に安心と言い切れる場所はどこにもなく、特に近年は、異常気象により、極めて短時間での集中豪雨の頻度は増加傾向にあり、時間単位の雨量も記録的といわれるケースが目立ってきており、さらに、今は梅雨期に入り、災害リスクもより高まっております。昼夜を問わず、いつ、どこで発生するかわからず、ピンポイントでの予測は難しいとされております。自治の精神は、地域住民の身体はもとより、尊い生命、財産を守ることであり、想定外だったと片づけてしまうことは許されません。そこで、自治体として、行政運営全般における危機管理対策について、次の3見地から伺います。まず、1点目は、組織として、事業事務執行上の観点からの危機管理としてお伺いいたします。町長以下強いリーダーシップのもとで、日々厳格な職員教育を進められておられるにもかかわらず、先日、残念な

結果が新聞報道され、この懲戒処分もされておりますが、その後の改善策等についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 新聞報道のごさいました2つの事案につきまして、懲戒処分2名、文書による訓告を1名行ったところでございます。それぞれの処分後の改善についてでございますけれども、まず、1件目の農林課の関係でございますが、関係法令等に沿った事務処理を行っていなかったこと、公務員としての公平、適正な事務を遂行する意識が希薄であったこと、事務が担当者任せとなっており、組織としての進行管理ができていなかったこと、これらのことを問題点として捉えております。今後につきましては、定期的な職員の面談を行い、業務の進捗状況や課題を常に把握し、早期に解決を図る。2点目といたしまして、定期的に課内及び係内会議を行い、日ごろからの報告・連絡・協議・相談など、基本的なことを習慣づける。3点目といたしまして、事務処理のマニュアル化や主の担当、副の担当など複数担当者制の確実な実行、事務の共有化、共通化を行うこととしております。また、2つ目の会計室におきましては、まず、1点目といたしまして、事務の形骸化と、思い込みによる事務作業を行っていたこと。組織としての確認作業を怠ったことなどが問題点として挙げられております。今後につきましては、平素の事務に緊張感を持って執行に当たること。支払い日の把握が容易になるよう、年間支払い予定表を常に確認する。3点目といたしまして、支払い日について、会計室及び担当課双方での確認をする。4点目といたしまして、財務システム等で、支払い日を確認した後に振込通知を発送する。こういうことによりまして、今後は同様の事案を発生させないよう、組織としての取り組みの中で、緊張感を持って事務執行に当たっていきたくと考えております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今回の事故を一応原因究明なり、あるいは内部での検討踏まえて未然防止に努めるということで、それぞれ具体的な回答もいただきましたが、それぞれ職員が自分の持っている仕事は、どうしたらこれが完成するか、目的はどこかというような、それぞれの仕事の理解を深めていただきまして、日々精励されまして町民の負託に对应していただきますように、よろしく願いいたします。2点目ですが、この2月、体育の授業で、スキー中の女子児童の死亡事故が発生しましたが、これ以外にも野外キャンプ等も考えられますが、屋外学校事業での安全対策はどのような考えで取り組まれますか。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） スキー教室など野外学校教育の安全対策はということでございますが、平成28年2月2日に起きました芸北小学校のスキー教室での死亡事故により、大切な子供さんの命を失いました。学校管理下で死亡事故が起こったことに対しまして、教育委員会として重く責任を痛感しております。この事故を受けまして、教育委員会は、子供の命を守ることを教育活動の根幹に置き、安全教育や安全管理の徹底を図り、再発防止を図るため、5つの安全対策を行いました。1つ目でございます。芸北小学校スキー事故検証委員会を立ち上げました。今後、事故の原因や問題点の検証、児童等の事故防止及び安全管理等の改善策を検討し、事故防止策を提言いただき、これに基づき、芸北小学校並びに各学校のスキー教室について、見直しを図ってまいります。2つ目でございます。学校管理下における事故防止に係る町内で統一したチェック票を体育的授業、教科、野外活動、登下校、部活動、施設等22項目にわた

って作成し、日常的にチェックを行っております。3つ目でございます。部活動の安全送迎と休養日の見直しを行いました。部活動は、顧問の教員の負担を軽くし、生徒にとっても部活動以外の多様な体験ができるように、土曜日、または日曜日のいずれか一日を休養日にすることとしました。4つ目は、夏休みの水泳の監視体制の強化でございます。これは従来どおり、保護者の皆様には、学校から監視のお願いをしますが、さらに1名の監視者を置き、監視体制の強化を図ります。5つ目でございます。交通安全指導の徹底でございます。中学生の登校時の自転車の乗り方、また小学生の自転車に乗るときのヘルメットの着用の徹底など図るよう、各学校へ指導しました。以上、5点の学校管理下での安全管理の見直しと徹底を行いました。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今回の事故で、安全教育の徹底を図るということで、5つの取り組み等の説明もございましたが、その中で、スキー教室の見直しという1点がありましたが、この北広島町は、冬は特にスキーはなくてはならないといえますか、大きな教材の一つと捉えるときに、このスキー教室を含めた冬の授業を廃止するということはあってはならないことであるので、この辺について、スキー教室の見直しという形の中で、どういう取り組みがなされるのかなということと、夏場のプールにしても、監視員をつけるということですが、ここの監視員も父兄の1人の上にその上にもう1人つけるということですが、その父兄の監視員さんの責任というのがどこまで責務があるのかというときに、その辺のところをある程度当番制でやられる父兄の方へも徹底しとかんとやれんのじゃないかと思いますが、この辺についての周知の方法、あるいは事故防止の対応について、今、夏までにどのような取り組みをされるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） まず、スキー教室の件でございますけども、町内小中学校のスキー教室の実施については、多くの子供たちが楽しみにしており、教育委員会としましても、町の地域特性を生かした大切な教育活動の一環だと考えております。検証委員会を立ち上げまして、再発防止に向けて、芸北小学校初め全ての教育活動の安全の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。それから次に、水泳の監視の件でございますけど、これにつきましては、監視者を1名増やすというふうに説明をさせていただきましたが、これにつきましては、学校の校長先生のOBをお願いをしまして監視等の強化を図っていききたいというふうに一つ考えております。それからもう1点でございますけども、夏休みのPTAの際に監視のマニュアル等をきちっと配らせていただきまして、それのご説明をさせていただいて、監視の徹底を図っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 次の3点目ですが、運転免許証を含め、各種有資格証の確認と、職員としての言動等、日常業務遂行上のモラル、コンプライアンスについて、この徹底をお聞きいたしますが、よその事故としては、運転免許証も切れておったとか、あるいは停止であったとかいう部分、あるいは資格証があると思っただが、なかったというような形で事故も実際に発生しております。この辺についての管理についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 通告をいただいております職員のモラル、コンプライアンスの徹底はと

いうところでご答弁させていただきますけれども、まず、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならないこと、また、法令を遵守し、職務を遂行しなければならないとされております。職員は、誰に言われるまでもなく、勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責の遂行のために用いることは当然のことでございます。これらのことについて、平素の事務執行において、常に意識しつつ、職員研修などに積極的に参加をさせるなど、職員の意識改革を図ってまいりたいというふうに考えております。運転免許証につきましては、1年に1回でありますけれども、管理職が必ず確認を行っております。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 次に、地方分権に対応できる行財政の確立と改革のためには、職員の施策立案の力量や課題解決能力等の資質の向上が求められておりますが、その取り組みについて、窓口対応も含めて、できるだけ懇切丁寧に対応し、対応するという基本的な取り組み等についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 政策立案能力というご質問でございますが、広島県自治総合研修センターの研修メニューの中で、中堅職員研修や監督者セミナーにおいてはカリキュラムの中に、企画力でありますとか、問題解決、課題解決に係る研修等が設けられており、それぞれの職員の段階で受講を必須としております。また、全職員を対象といたしました町独自の職員研修といたしまして、企画立案研修を本年度計画をしておるところでございます。今後においても引き続き多様化・高度化する町民ニーズに応えることのできる職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 当然、資質の向上ということで研修は当然の策でございますが、この研修も、県の行う研修もさることながら、やっぱり北広島町として即戦力といいますか、役に立つといいますか、現場の問題解決につながるような町独自の研修をどういう形で深めていくかということが一番問題だろうと思うわけですが、この辺について、一歩踏み込んだような研修を深めていくということ、あるいは企業のほうへも直接入って行って、企業意識を持った町民への対応ということも必要ではないかと思われませんが、この辺についてお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 先ほど答弁させていただいた県の研修センターのほうは、初級、中級、それから管理職、監督者等の研修、必ず必須で行っておりますけれども、町独自の研修といたしましても、昨年度で言いますと、回数でいくと、月に1回程度の研修を行っております。といたしますのも、やはり、そういった研修しないと対応できないような事項がかなり増えてきております。例えばマイナンバーであるとかメンタルヘルスでありますとか、これまでになかったような新たなものが加わっておりますので、それらの研修も行っております。また、民間につきましても、毎年、昨年度で言いますと、5日間の窓口の対応といった接客の研修のほうに参加をさせていただいておりますし、今年度についても実施していく予定としております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 昨年度も民間へ5時間程度の研修も行ったということですが、この研修後の扱いというのは、出張ではないですが、そういう出張報告まがいのことを研修させるのか、そ

れと自分が実際に研修した知識を同僚へも反映させるような一歩踏み込んだ、自分だけでなしに、外部といいますか、同僚へも反映できるようなところまでがいつているのか、あるいは自己研修ということで、自己の改善につながっているということか、その辺の連絡はどうなっているのでしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 先ほどの民間への研修は報告、当然復命といたしまして、個人の報告はいただきますけれども、町長、副町長、管理職への報告会といったものを行っております。ただ、議員のおっしゃられた同僚職員でありますとか、そういった全体への波及ということまでは、まだ及んでいないのが実態でございます。研修を受けましたら、当然そのことを帰って組織の中へも伝えるといったことを、これからはもう少し広めていきたいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 職員も地域に帰れば住民の一人として期待されて、いろいろの役職も引き受けざるを得ないし、現状では、そういう形の中で地域に溶け込んでおられると思いますが、以前、この職員の不祥事が発生したこともありました。任意団体等も含めまして、会計担当等の引受け者がおられるかおられないか。また、その辺の制約はどうなっておるかお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 多くの職員がそれぞれの地域で、その地域活動に参画をいたし、その中で、事務局でありますとか会計事務を担当しているというふうに思っております。しかしながら、公務以外の私的な範囲においては、会計事務等受けている職員の状況につきましては把握はできておりません。職員は、それぞれの地域活動の場において、さまざまな業務に携わることが想定をされますけれども、職員は公務員であることの立場をわきまえながら、地域住民とともに元気な地域づくりへの一役を担うべきであろうというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 以前の事故は、会計事務をやられておったということで、これは町の補助金絡みのその会計の担当ということでしたが、そのときの総括といいますか、反省の中で、会計担当事務は引き受けなというようなことの通達といいますか、その辺のどこまでの縛りはなかったのでしょうか。それともその事故のときには、会計等については一応自粛といいますか、引き受けなというような部分があったんじゃないかと思いますが、その辺の制約はないままにその職員としての資質を守って、地域に貢献せよというような部分で整理されているのでしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 申しわけございません。以前の事故というのが、例えば地域の住民として、その事務に携わっておる場合もでございますけれども、町が持っております外郭団体といいますか、事務局を町の職務として持っておるといったことも両方あると思いますので、先ほど答弁させていただいたのは、地域での会計というところで答弁はさせていただいております。ですから、その辺の制約というのは設けてはおりません。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 確認ですが、地域内での会計処理も含めたそれぞれの役職については、当然

制約はないということで整理させていいんでしょうか。はい、わかりました。危機管理対策の2点目ですが、自然災害に対する住民への危機管理対策についてお伺いいたします。1点目は、命を守ることを最優先として、警戒区域の指定を急ぐべきですが、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の県の調査と指定について、私が平成26年9月質問いたしましたところでは、千代田地区から進められているということでしたが、その後の現況はどうなっているか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域の県の指定状況はということですが、広島県は、県内全域の基礎調査を平成30年度末まで、区域指定を平成31年度末までとして計画されています。県は、平成11年に災害のあった千代田地域の南方、本地地区を平成21年から調査を行い、順次指定されております。平成27年度末で八重地区を除いた千代田地域の調査が完了しました。平成28年度は、八重地区と大朝の新庄地区の調査に入られます。豊平地域は平成29年度、芸北地域については平成30年度に計画されています。この指定状況は、インターネットで、県の防災ウェブで確認することができます。町のホームページの緊急災害情報の一覧から、県の防災ウェブに入っていけるよう、現在アイコンを貼り付けております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 順次進められておるということですので、いくいくは全町域がそれぞれ災害特別警戒区域、あるいは警戒区域という指定となるものと思われませんが、それに関連して、28年の3月作成された保存版の洪水・土砂災害ハザードマップが各戸に配布されておりますが、これには当然、今から調査、指定される特別警戒区域、あるいは土砂災害特別警戒区域という部分は掲載されていないと思われまして、大朝の分を見ても、警戒区域等、町としての表示はありますが、これが特別災害警戒区域というような見出しはありますし、表示もありませんが、実際にはハザードマップには反映されていないということで、これは当然のことなんです。これから順次、調査、指定される中で、この保存版ハザードマップへの各地区の指定、表示という部分については、今後どういう形で取り扱われるのか。千代田地区の場合は、八重を除いて指定されているということですので、ハザードマップには当然このイエローゾーン、レッドゾーンの区域も確認し、表示されていると思われませんが、この辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 平成27年度の事業で、国の交付金を受け、約一年をかけて作成しているため、3月に各世帯にお配りした洪水・土砂災害ハザードマップは、平成21年度から平成26年度の指定されたものは載っていますが、平成28年3月末に県が指定しました壬生小学校区の一部、八重東小学校区については、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域については反映されていません。その他の地域のことなんです。基礎調査は危険箇所として表示されている部分を重点的に調査され、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域に指定されます。今後、そのハザードマップについてどういうふうにするかということをお聞きになったと思われませんが、現在、県の防災ウェブの情報を自主防災会の会長さんとか、必要な方にプリントしてお渡ししていこうと思っております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 災害防止の徹底ということになりますと、必要な方へ提示していくというだ

けでは、情報漏れになる可能性もありますし、県の調査指定後の連絡については、該当地区へは、何かの形で、レッドゾーンとなりましたので気をつけてくださいとかいうような表示といえますか、連絡は必要じゃないかと思いますが、必要な方に対してはその情報を入れるというような形で、これからも進められるのでしょうか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 県の指定がされるまでには、地元で説明会がございます。それに参加していただければ情報が得られると思います。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 親切でないといえますか、説明しますので、説明を聞かれたらわかりますというだけで、どうだろうかというような不安もありますので、できれば、100%出席ということは不可能でもあり、その地区の該当へは説明会もさることながら、一つの徹底の手段としては説明会ですが、来られなかった方へ対してのさらなる周知徹底はどういう形で図ればいいのかということも考えていただく必要があるんじゃないかと思いますが、この辺についても、これからの事業取り組みに反映していただきたいと思います。3点目ですが、避難場所指定施設の中には、学校関係施設のように、土日・祝日を除き、昼間はいつでも利用できますが、これらの施設といえども、夜間と土日・祝日は施錠してあります。それ以外の施設は、基本的には、通常は施錠中で使用不可能な状態ではありますが、非常時の連絡先、あるいは施錠の開閉含めてのそれぞれ保守管理体制については、どういう形で考えられておられるのかお聞きいたします。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 避難場所の開閉等の保守管理体制については、災害の場所や範囲にもよりますが、避難所の開設が必要となった場合、基本的には安全な公共施設から使用します。避難所を担当する職員または管理者が開閉を行います。その後は、避難所開設運営マニュアルに沿って行います。学校の体育館については、夜間の場合もあるので、校長会へお願いし、危機管理監でも予備の鍵を準備しております。公共施設だけで足りない場合は、地域の集会所等を使用させていただきます。緊急の場合は、自主防災会会長、行政区長さんに鍵をあけて避難していただくよう連絡いたします。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 学校関係施設の場合は担当職員を決めておいて、それが開閉するということですが、いざ災害が起きたときには、避難場所が提示してあれば、学校へ行くか、地域の集会所行くか、それは、そのときそのときの対応の仕方、学校関係の施設のところは開けとって、地区のほうは開いとらんかったというようなことがあってはいけないと思うんですが、その辺のすみ分けはどうされているのか、学校関係については一応開けとく、そして、今度、その集会所とかなんとかいう分については、学校関係行かれるので開けんかったというようなことでは、地域の住民は、どっちか近いところへ走る場合は、学校関係が遠かったら、その地域の集会所へ避難しようと思ったら、鍵締まったというようなことも考えられますが、この辺のことは、どう考えられるんですか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 町のほうでは、できるだけ安全な場所ということで、一般的に体育館等開けるということですが、災害の状況に応じて避難所の検討はいたしますが、町としては、



そういう場所から優先的に開けていくと。地域の集会所などは、自主防災会とか、行政区長さんで、自主的に開けていただいて、避難をしていただくのが、そのほうが無難かと思います。それであると、避難所をもし開設されたのであれば、電話なり一報を危機管理監のほうに入れていただければ幸いと思います。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 防災関係で不安を感じますが、地域の集会所を開けられるときには、危機管理監のほうへ連絡してもらおうとかいうような部分でなしに、当然、学校教育関係といいですか、そういう施設は担当者があけときながら、その地域集会所の責任者といえますか、その辺がおられるのであれば、基本的には学校関係といいですか、体育館とか屋体とかいうほうへ避難していただくように、担当者が鍵を開けておりますが、それでも近いときには、その集会所へ避難されるかもわからないので、鍵を開けてといてくださいというような部分で、むしろ危機管理監のほうから、基本的には、どこどこへ避難してもらおう形で連絡しておりますが、あれでも、そこを利用されるかもわからないので、鍵も開けてといてくださいというような、そういう一歩踏み込んだ親切な対応が必要ではないかと思いますが、この辺について、あくまでも集会所があいたときは、集会所あきましたというような情報をまつという感じで、今からも取り組まれるということですか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 先ほども申しましたとおり、優先的にあけるのは体育館等でございます。ただ、災害の場所がどこかによっては、例えば行政区長さんに端からお願いしていく場合もあると思います。うちのほうからは積極的に開けてくださいということ、その災害の状況によっては、自主防災会長さんなり行政区長さんなりにご連絡していくようになると思います。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） ハザードマップを見られるか見られんかわかりませんが、基本的に屋体とかいう避難場所が指定されてある近くにも集会所が当然避難場所として指定されている場合は、避難してくださいよというときには、その避難者がどっちへ行くかは、選ばれると思われませんが、あくまでも、そのエリアの中で、基本的に屋体の避難所があったら、関連しておる集会所のほうは開けないということが進められるということですか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 地域の集会所を開けないということではなくて、災害の範囲とか必要に応じて開けてくださいという、うちのほうから依頼はもちろんいたしますし、自主防災会の会長さんとか行政区長さんの判断で、避難所を開設してもらっても不都合はございません。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） いずれにしても、とうとい生命、財産を守るために、町として最善な避難指示を出していただきたいと思います。4点目ですが、空振りを恐れることなく、正確な災害情報をつかみ、迅速かつ適切に住民に伝えることは大切であります、その情報手段はどういう手段で伝達されますか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 情報伝達手段は、きたひろネットの音声告知11チャンネル放送、

芸北、大朝、豊平の地域は防災無線、登録制の町の防災安全お知らせメール、県の防災情報メール通知サービス、これはあくまでも登録制です。県防災情報システムへの入力を通じ、各放送局に情報を提供し、テロップを流すアラート、携帯事業者のエリアメール、緊急速報メール、町ホームページ、広報車や消防車による放送、電話連絡、町職員、民生委員、消防団の戸別訪問、最後に記者クラブなどのマスコミへの情報提供などがございます。場所、状況、効率を考え、複層的に告知していきます。災害はどこで起こるかわかりません。町の防災安全お知らせメールや県の防災情報メール通知サービスにメールアドレスの登録をお願いいたします。また、電話による連絡のとれない場合もあるので、災害の種類に応じて避難する方法、場所、各事業所、家庭、個人で決めておいていただきたいと思っております。なお、お願いになりますが、町としてやるべきことはやりますが、普段から、自助・共助・公助の精神で、町からの避難勧告などを待たずに、自分のいる場所の現在の状況、広島県防災ウェブや気象庁のホームページから、気象情報、降水の状況などを確認して、今後危険が増大すると判断されたら、安全な場所へ自主避難をお願いいたします。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 今のきたひろネット、あるいは芸北、豊平、大朝は防災無線というような、あらゆる情報手段で周知徹底を図って、安全対策を進めるということですが、防災無線そのものが廃止されたら、きたひろネットが主流となりますが、そのためにも防災無線廃止後の豊平、大朝、芸北へのきたひろネット加入促進を含めた防災体制の徹底ということから見ても、きたひろネット加入促進は必要であります。この辺についてどう考えておられますか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 危機管理監としても、防災無線が廃止になった場合のことを考えて、支所とも連携して、大朝、豊平、芸北地域については加入促進を図っていきたく思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 加入促進を図ってまいりますということですが、それは今までもいろいろな形の中で、その情報手段の一つとしてきたひろネット推進はされておりますし、その辺の部分で積極的に進めるという形の裏づけといいますか、具体的なものが欲しいわけですが、例えばきたひろネット加入特別推進というような形の月間といいますか、期間を設けて、担当職員がそれぞれそれに張りついて推進していくというような一歩踏み込んだような積極的な推進方法ということも考えられるわけですが、今の積極的に支所と協調しながら推進していくということでしたが、その推進方法についての具体的な考え方というのは、今お持ちですか。それとも、これから支所の支所長中心に考えていくんですよというような悠長な考えでしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） きたひろネットの加入促進ということで、総務課のほうからお答えをさせていただきます。本議会の中でも、きたひろネットの加入促進を目的といたしまして、条例の改正のお願いをしているところであります。また、それにあわせて、本年度加入促進のキャンペーンを今張っていくとしております。ですが、防災行政無線が最終的になくなるといったことをにらんで、緊急情報をどのように伝えていくかという、その手段を第一義にきたひろネットを上げておりますけれども、その最終的な手段についてはまだ検討しているところでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 災害は待ってられません。また、きたひろネット加入促進もアドバルーンはずうっと上がっておりますが、その成果もあまり見られないところですので、早急に具体的な推進計画等も設定されながら、効果のあるきたひろ加入を推進していただきたいと思います。それともう1点、これは通告にない質問になりますので、回答が後日ということになっても仕方ないわけですが、一応1点ほどご質問いたしますが、大規模災害で庁舎が使えなくなった場合などに備えて、業務の優先順位を示す業務継続計画BCPというのが定めてあるのは、広島県の場合、広島市、呉市、尾道市、東広島市と安芸太田町の5市町だと、6月11日の中国新聞に報道されております。一般質問の通告は6日が期限でしたので、一般質問外になるわけですが、ただ、この5市町に引き続いて、県によりますと、これ以外に策定に着手しているのは6市町ということで、その中に北広島町が入っているということでしたので、まずは安堵いたしました。そこで、現在着手しておられるこのBCPの進捗状況についてわかれば回答していただき、また、通告外ですので、本定例会会期中でも結構ですので、この辺の回答をお願いいたします。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） BCPの業務継続計画ですけれども、ほぼでき上がっております。ただ、内容を各課に照会して、これでいいかという回答を今待っている状況です。それが確認でき次第、一応、町長決裁を受けまして、一応計画書の出来上がりということになります。間もなくでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 確認ですが、大半はできており、それを各課へ一応検討していただいて、それから一本のBCPをつくるということで、今、各課へ回答といいますか、意見を徴収しておるという段階ということですね。それから確たるBCPを作成するというので、ほとんどできておるということで解釈していいのでしょうか。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 中村議員がおっしゃいますように、ほとんどできております。あとは調整のみでございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） 2点目、地域農業活性化支援事業交付金の見直しについてお伺いいたします。この事業は集落単位で、特色ある農業生産活動を強化することを目的として、集団による農業活動に対して支援を行う事業となっております。このため、それぞれ地域の特色を生かした農業振興策、事業の取り組みは、各地域農業推進対策協議会において決定されております。この地域農業推進対策協議会は、大朝と千代田地区は合わせて1つの組織とし、豊平、芸北はそれぞれ単独の3組織となっております。交付される交付金は、平成27年度実績では、大朝、千代田両町域で274万5000円、豊平地域が198万9000円、芸北地域が199万3000円となっております。また、平成28年度交付予定額は大朝、千代田地区へ256万4000円、豊平地区へ190万7000円、芸北地域へ191万9000円となっております。しかも交付金の使途は後づけで、これから交付金算定は決定されます。この事業の目的からも、事業内容の統一化は図られるものではなく、さらなる地域の特色を生かした農業振興策が求められております。課題は、交付金の配分が公平性、バランス性からも不自然であり、面積配分

とすべきではないかと思われませんが、その配分根拠はどういう形で配分されておるのですか。今後の配分見直しはどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 地域農業活性化支援事業交付金の見直しのご質問でございます。農林課からお答えさせていただきます。当該事業は、旧町時代からの各地域で取り組まれてました農業振興施策に対する支援を新町においても引き継いでいるものでございます。この事業は、各地域農業推進対策協議会が主体となり、地域における特性を生かし、特色のある農業生産活動を強化することを目的として、集落または集団による農業活動に対して支援を行うものとして事業執行しています。当該事業の課題としては、各地域独自の地域要望に応じたきめ細やかな農業振興施策を展開するための取り組みメニューとなっておりますが、議員がご指摘のとおり、各地域農業推進対策協議会の補助金の額が一定していないことでございます。そこで、平成23年度から、各地域の農家数、水田面積に応じた補助金の平準化を図っており、年々、徐々にではございますが、均等しつつあります。続きまして、今後の配分の見直しについてでございます。昨年度、当該事業の一部について、全町統一したメニューとし、本年度実施しております。また、本年度は当該事業について、全町で支援する事業内容に見直しし、重点的に予算を配分するよう、関係機関、団体と協議を行いまして、平成29年度実施に向けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） この事業目的から考えてもその地域地域の特産といいますか、特性を生かした事業を展開するということの目的は当然でありますし、これからも、それぞれその地域の特性を生かした農産物、産品等の振興を図っていくということは大切であり、この4つをまとめて、一つの統一した交付金の設定をするということは当然考えられないことでもありますし、この事業目的からしても、4地域統一した交付金ということを考える場合は、当然北広島町としての特産といいますか、トマトならトマトという一つの北広島町としての特産の振興作物をメインにして、これをリレー出荷していくというような形で、4地区同じような取り組みができる場合は、その4地区同じような交付金の算定基準も当然できますが、これ以外、それぞれ地域の特性がある中で、4つをまとめて、その交付金の整合性を図るということは本来の目的からも逸脱しますし、そういう交付金の配分方法はしないほうがいいと思いますので、この辺については、統一図られる、その一つの手だてとしては、今申し上げましたように、北広島町としての特産づくり、トマトとかネギとかというような感じで、これが気候の温度差を利用しながら、リレー出荷をして、全町域で作付が可能というようなものがあれば、これは統一した交付金の単価もできますが、それ以外の事業取り組みについては、当然個々の特徴を生かしたほうがいいわけですので、先ほど課長が言われましたように、農家数とか面積案分したときに、この補助金の配分のベースを考えればいいことであって、徐々に見直しをしておるということですが、千代田、大朝の耕作面積と、豊平、芸北の耕作面積を案分したときのこの交付金の差額というものはほとんど調整されておるとは言えないような数字になっているということから、その見直しを求めているものでございますが、この辺についてどうでしょうか。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 今、ご質問がありましたように、町が補助する事業メニューで、統一できる部分は協議し、統一を図ってまいりたいと。また、町の農業振興に沿ったメニューも設け

たいと、例えば経営所得安定対策における産地交付金まで含めてできれば考えていきたいと。例えば、土地利用型作物の振興施策に重点的に予算を当てて産地化を図っていくなど、現在検討しているような状況でございます。以上です。

○議長（加計雅章） 中村議員。

○9番（中村勝義） この事業含めて、いま一度見直しをしていただき、農家所得につながるように事業運営していただきますことを強く求めて、私の質問は終わります。

○議長（加計雅章） これで中村議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 58分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。次に、2番、中田議員。

○2番（中田節雄） 2番、中田でございます。さきに通告してある2点についてお伺いいたします。2点といいましても1点、やさしい行政の窓口対応とかということについて、書類編と子育て支援編で2点ほど質問を用意しております。今朝ほど来、窓口業務のことにつきましては、藤堂議員もされております。町民の方が来られて、非常に不愉快な思いをして帰られたということでございます。また、中村議員のほうも、危機管理の面から、窓口業務の対応について質問されております。私も、3月議会で、この問題につきましては質問をいたしました。文字のポイント数を大きくしてくれということについて、総務課長は、できるところからやっていくというふうに答弁をされております。いずれにしても、窓口業務について、どうも対応の仕方、もう少し改善するべき点があるのではないかとということでもあります。今朝ほども総務課長は、職員の全体の奉仕者として職員研修を行うと、また、全職員を対象にして、企画、政策の立案研修を行うとも答弁をされております。しかし、この問題について、やはり町民の方がどういった思いを持って帰っていかれるのか、この点が重要なポイントであります。もちろん職員個々の企画、政策立案能力を高めることも大事であります、やはり私たちは町民のための政治、町民のための行政、ここの視点が欠落しておるのではないかとこのように思うわけであり、なかなか窓口へ行っても、出てきていただけんと、何しにきたんかというふうな素振り見せられたんでは、やはり明るいまちづくりとか、そういったスローガンだけを掲げても、やはりスローガン倒ししてしまっているというのが現実ではなかろうかと思っております。これは支所も同じであります。そういった面から、非常にきついことを申し上げるかもしれませんが、非常に重要なことでもあります。このことが、全体の奉仕者であるということをもう少し浸透していくべきである。町民目線に立った行政をしていくべきであろうと、この点が欠落しているのではなかろうかと思うんですが、やはり職員の方は、今までどおりのことをやっていけばいいと。私は一生懸命やっているんだということだと思えます。確かに一生懸命やられ

ているとは思いますが、やはりそこで、もう少し町民目線に立って、町民サービスとは何かということを考えてほしい。そのことを窓口業務は執行するべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 職員による町民の方を初め来庁者の方への対応、接遇についてでありますけれども、やさしく親切、丁寧な対応をしていくということは一番基本的なことであると思っております。来られた方の気持ちになって対応していかなければならないと考えておるところであります。これまでも職員研修や接遇の徹底を図ってきたところでもありますけれども、今後さらにこれを充実、徹底していきたいと考えております。具体には担当から説明をさせていただきます。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 今、町長のほうからもありましたように、来庁者に気がつかないでありますとか、電話の対応が不適切である。担当業務以外のことについて対応できていないといった苦情が寄せられておることは承知をしているところでございます。今後は、町長からもありましたように、接遇研修等に積極的に取り組み、町民目線による事務の執行や窓口対応に努めるよう意識改革を図ってまいり所存でございます。まずは、管理者、監督者が他の職員の手本となって、窓口対応等の改善に向けて努力を図ってまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 町長のほうからは、やさしく親切、丁寧に、来られた人の立場、町民目線に立って、これから充実徹底していくということでもあります。総務課長のほうも、管理者が手本となってやっていくということでもあります。このことを踏まえて、やはりそういった研修をやっていかれるんだろうと思っております。それでは次に、行政文書について、3月議会で質問いたしました、文字のポイント数が小さいと。行政内部で使う文書については、文字のポイント数は小さくても、それは構いません。町民の目線に触れるところではありませんから、ただし、証明であるとか、そういった書類、これが文字のポイントが小さいと、なかなか高齢者の方は読むことができない、難しいと申し上げます。そうでなくても老眼の方が多い。目の不自由な方が多い。そうすると天眼鏡という大きな拡大鏡を持ってしながら見なければならぬ。このことについて、総務課長は、できるところから改善をしていくという答弁でありましたけれども、どういったところが改善点としてありましたか、お答えください。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） まず、私のほうからは行政文書、特に配布文書等についてご答弁をさせていただきます。行政文書の文字につきましては、基本、11ポイントを基準にいたしまして、10から12ポイントで運用しているところです。この行政文書の作成につきましては、前回は答弁させていただいておりますとおり、町民の皆さんにわかりやすい、読みやすいということが基本であると考えております。文字の大きさにつきましては、全ての文字で大きいポイントに統一するといったことにはなかなかありませんけれども、通知文書の作成については、できるだけ大きなポイント数を使って文書作成を行っているところでございます。また、文書作成する場合も、できるだけ一文を短くするでありますとか、不必要な情報は書かない。簡潔明瞭な文章で、町民に理解していただき、きちんと最後まで読んでいただけるような文書作成に取り組むことが大きなポイントで字を書くということにつながる。読みやすい文章につながっ

ていくと考えております。3月から、どのような改善点がということでございますけれども、具体的な検証、申し訳ございませんが、しておりませんので、その点についてはお答えできませんが、こういったことを心がけながら、職員には周知徹底をしているところでございます。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 今、答弁あったように、文章を短くすると。このことが余白ができて、文字のポイント数を大きくすることになるというふうに思うんです。これは正解だと思います。この日曜日に集落での草刈りがあって、その間、ちょっと早く行きましたので、ある女性の方と話をする機会がありました。議会広報を、字を読むことができない高齢者の方々のために、テープに吹き込んでいくという作業をしたんですと、中田議員は、こういう質問されておりました。今回ばかりでなく、ずっと、よう見ていただいてありがとうございますという礼を申し上げたんですが、今まであまり見たことがないと、議会広報を。随分と見ていただいているんだと思ったんですが、議会広報もあまり見たことがない。関心お持ちでないのは寂しいなという思いはいたしました。これは議会広報ばかりでなしに、町の広報、広報きたひろしまもやはり同じだというふうに考えていくべきだろうと思っております。できるだけ多くの方に読んでいただきたいという思いとは裏腹に、なかなか読まれていないのではなかろうかと思うわけです。広報には、各課から、いろんなことを知っていただきたいという思いの中で、詳しく述べていただいていると思うわけですが、そうすると、なおさら字のポイント数は小さくなっていかざるを得ない、紙面が限られている以上。しかしそうすると、ますます読まれないということになってまいります。じゃあ、きたひろネットで見てくださいますよと、あそこでもいろんな大事な放送しておりますと。これも全戸加入ではないし、全員の人が、そのうまい時間帯に見るとは限らないと。そうすると行政の情報はなかなか伝わりにくいという判断になります。したがって、その点を検討されていないのなら、もし仮に、本気でそこをやられる気があるんなら、議会広報、広報きたひろしま、どの程度読まれているか、無作為抽出的にアンケートをとられてみてもどうかと思うわけであり。恐らくびっくりするほどの数字が出てくるのではないかなという思いがいたします。総務課長、今から検討するに当たって、そういったことはどうですか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 広報きたひろしまでございますけれども、行政からの基本的な情報を月に1回広報しているもので、大変重要なものと思っております。議員のおっしゃる、どれだけ読まれているかいないかというのは、正直なところ今把握できておりません。どういったことで、その広報に対して、住民の方のニーズがあるかというのは調査をするといったことも、これからの広報の活動に対しまして重要なことと考えております。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） なかなか難しいですね。アンケートはぜひともとっていただくように希望いたします。やはり紙面も限られている、発行回数も限られていると。そういう中で、行政のいろんなスケジュールであるとか、お知らせしたいことはたくさんあるわけであり。それをどういうふうにやっていくのかと。なかなか難しい問題です。やたらページ数増やしていけば、ページ数が多くなり過ぎて、ますます読まれないと。これは一つの参考になるかもしれませんが、先般、あるテレビ見ておりましたら、スーパーのチラシ、こういうのが安いですよというのが、50品目ぐらいいっぱいいっぱい書いてあるわけです。あるプロの方が、これは効果が

薄いと。宣伝に入れるのは5品目だけに絞りなさいと。そうすると、一目瞭然に安売り商品が目映ると、それを求めて買いにこられる。そしてほかのものも買っていかれるということで、店の売り上げは20%伸びたというデータがございました。広報をそういうふうにするわけにはまいりませんが、やはり何らかの一つの考え方なり方向転換をしていくべきではなからうかと。こういったことについて企画力、政策立案力、これが問われているのではなからうかと思うわけです。今さら全職員を対象に企画、政策立案の研修を行うというよりも、一つ一つの問題点、アンケート取ってみられれば、それに対する問題点が明らかになり、それに対する解決策が見出せてくるのではなからうかと思っております。そういう点を、思いを馳せながら、総務課長、きちっと点検をしてみたいと思っております。続いて3点目、印鑑証明の大きさ、これサイズは今までどおりなんです、中の文字のポイントは大きくなっていません。逆に小さくなっている。これは見られてわかりますか、この中の黒く斜線で塗ってある分が印鑑証明の大きさです。結構大きいんですが、中の文字のポイントは小さくなっている、逆に。読めなくはない。しかし、この印鑑証明を提出先へ出されると、どういう編綴、つづり方をするかというと、A4の用紙に張りつけて保管をされます。小さいままを編綴しますと、ホッチキスでとめると、ホッチキスで止めてなかったり、あるいは探すときにどこにあるかわからないと。したがって、こういうふうな用紙に貼りつけて、書類に編綴をしてみたい。だったら、印鑑証明の大きさをA4サイズ、国際基準がもうA系列、A4、A3、これが主流ですから、こういった用紙で出していくべきではないか。現に広島市、岡山市、大阪市では、印鑑証明はA4の大きさです。町民課長、うちではそういったことできませんか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 印鑑登録証明書のことについてですが、現在A5サイズでの印鑑登録証明書になっております。文字のポイントが小さくなっておりますのは、自治体クラウドへ移行しまして、基幹系システムの変更に伴い、フォーマットが変わったことによって、文字のポイントが若干小さくなっております。用紙の大きさにつきましては、現在のA5サイズからA4サイズへ切りかえる方向で考えております。用紙の在庫等がございまして、それを確認しながら、できれば29年度からA4サイズへ切りかえられればと思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 前向きな答弁ではございます。すぐにとということではなくて、用紙があるということですね。それと同時に自治体クラウド導入してから、このサイズになったわけですね。自治体クラウドというのは5町でしたか、この5町での意思統一はできているんですか。5町での協議会みたいなものがあるはずですね。入ってれば。それと相手方のNECとの問題、そういう問題はどのようなふうになりますか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 先ほどの自治体クラウドの構成団体と申しますか、行政自治体ですが、5市町、町で申しますと、北広島町と安芸太田町、あと熊野町、それと廿日市市さんとが入っていらっしゃる。その中で、こういった印鑑登録の証明書の様式、大きさにつきましては、協議されたかどうかということにつきましては、ちょっと把握できておりませんが、ただ、構成市町の中では、A4サイズで発行されている市もございまして、本町としても、そういったところで切りかえられるのではないかと申します。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。



○2番（中田節雄） ちょっと確認するんですが、自治体クラウドに構成している5市町の中で、既にA4サイズで発行している町もあるということですか。はい、わかりました。この自治体クラウドにつきましては、印鑑証明だけでなく、税務課の名寄せ帳、これも自治体クラウドに入ってますよね。そうした自治体クラウドへ対応している用紙について、印鑑証明が対応できるのなら、後ほど聞きますけども、やはり名寄せ帳も対応できるのではなかろうかと思っております。だから、そういったことは、今の町民課長は対応していきたいという話でありますけども、各構成市町の中で意思統一できなくても対応できるものですか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 対応できるものと考えます。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） じゃあ4番目の税務課の固定資産税の名寄せ帳、これも文字のポイント数が小さい、A4サイズでは出てまいります。しかし、これは職員の方でも読みづらいほど字が小さい。字のポイント数が幾らかはわかりませんが、9ポイントか8ポイントぐらいですかね。小さい。なおかつ、こうした名寄せ帳使われるのは高齢者の方が圧倒的に多いはずなんです。何に使われるかという相続、そういったとき。固定資産税の課税明細書では記入漏れがあるかもしれない。だから名寄せ帳をいただくということなんです、これでは見れない。これでチェックをしますと見落としがあるかもしれないので、我々は、通常これをA3サイズに拡大をして使用します。従って、税務課長、これ現在では何が書いてあるかわからないから、よくわからない。だから、A3サイズに拡大するんですが、これはもう既にA4サイズになってますから、これをA3サイズに拡大をして発行するという事なら、クラウドのほうで、最初からそれで発行するという事はできませんか。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 固定資産税の名寄せ帳ということでございます。税務課からお答えをさせていただきます。固定資産税の名寄せ帳につきましては、システムの更新によりまして様式が変更になりまして、議員がご指摘のように印字が小さくなっております。3月の議会のときにも読みにくいとのご意見をいただきましたので、その後改めまして、A4サイズ、B3サイズ、A3サイズ、この3つのサイズを用意しましてお客様にお渡ししているところでございます。今、議員がおっしゃいました、もともとのシステムでの対応はどうかというところでございますが、その行政証明の中に、その証明内容を規定したものがございます。これは各会社、システムの会社が用意をしたフォーマットにのっとったものでございます。今回の名寄せ帳につきましては、今、NECの会社のものを採用しておりますが、A4サイズ、B4サイズ、この2つの種類しか、そのシステムは対応しておりませんでした。すぐ確認をしまして、変更をということで、お願いをしたわけですが、やはり全国的なパッケージというところでもございまして、システムの改修が必要ということでございました。よって、今回、A3サイズというところにつきましては、サービスの一環として、拡大コピーをしてお配りしているところでございます。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 今の答弁の中で、2点ほどお願いします。このNECさんのほうでのシステムということで、A4、あるいはB4での対応が可能ということではありますが、B系列で、B4、あるいはB5、これは今の国際基準の中ではB系列は入ってないですよ。なぜ、NEC

さんたるものがB系列をそこで入れられたのがちょっと理解できない。これ全国的にそういった指摘というのはあるんじゃないかと思っておりますが、その点がまず1点、それについてお願いします。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） このシステムの改修についてでございます。既にパッケージとなっているシステムについて、こちらについては、各市町から要望を出すことができます。よって、北広島町からもNECのほうにA3サイズ、こちらのサイズのことを希望しておりますが、これが全国的なものでありまして、各市町からの要望が多い順に採用になるということでございます。北広島町からも要望しておりますが、これがいつA3サイズのもの、こちらが採用されるかというのは現時点でちょっとお答えをすることができません。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） わかりました。A4サイズ、文字の小さいものまで出てくるのをA3サイズに拡大をしてお渡しするということですね。これはコピー料をまた別に請求されますか。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 3月にもご指摘をいただきました。やはり今はA3サイズのものが必要ということですので、これはサービスの一環として、コピー代はいただかずにお渡ししているところでございます。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） この問題しつこいほど聞くんですが、やはり、こうして一つ一つ検証することによって一歩ずつ前に進んでいるという思いはいたします。こうした町民目線に沿ったことを私たちが言っていかなければ、来られたお客さんは、はいはいとそのまま持って帰られる。町民の方がどういった心情で、そこに来られているのか、窓口に立っておられるのか、ここをもう少し理解すべきだろうと思っております。めったに来ることのない窓口で、誰か人から見られているのではなからうかという思いの中で出されたら、早くこの場を立ち去りたいという、そういった心情なんですね。ですから、出されたものについて確認される人はまず少ないと思っております。そういった心情で来られてる。このことをもってお客さんの目線というか、そこに立って考えていただきたいと思うわけでありまして。それと、さっき1点ほど町民課長に質問忘れておりました。今のこれ、住民票、戸籍、印鑑証明書の申請書、これは、もとは1枚の申請書でした、それぞれに。まとめられたのは非常に効率的でいいと。これは確かにすばらしい。確かにすばらしいんですが、字が小さい。それと今、町民の方がどういった心理的な要素で窓口立っておられるか、これを理解すると、これを読むということがなかなか困難といえますか、早くこの場を立ち去りたい、どこだろうかどこだろうかと、太い字で書いてあるんですが、行政の内部的な、要するに町民課の中で検証すれば、これは皆さん、わかって読まれますから、当然これでいいと思うんですが、来られた町民の方は、どういうふうな反応されますか。まず、これについて、どうすればいいのかなというふうな、総合窓口で人がおられますから、すぐ近くへ寄って、ここへこう書いてくださいというふうな案内はされているはずなんですが、そうしなくても済むようなことにはなりませんか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 中田議員がお示しされた申請書でございます。町民課の窓口のほうに置いてあるものでございますが、確かにサイズのB5サイズになっております。記入していた

だく際には、窓口の職員がご案内といいますか、そういうのはさせていただいておりますが、確かに記入していただく際には、ちょっと若干厳しいといいますか、スペースが狭いかなというところはあるかと思っておりますので、早急にといいますか、A4サイズのほうに変更をさせていただければというふうに考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 結局小さければ、それに対する書き方をそこで親切に情報を与えてあげなければならない。それにはまた職員の方が出ていかなければならない。それに対する対応をしなければならない。用紙を小さくする効果と、そして人が、また職員が対応しなければいけないという、そこを考えればどっちが得なんですか。費用対効果の面があるかもしれませんが、なおかつ、やはり町民の方に親切ということになれば、もうちょっと大きくしていくべきだろうというふうな思いがいたします。それはまた、この用紙がなくなり次第ということだと思いたしますが、これは今のペースからいくと、いつごろになりますか。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 用紙の在庫も確かにございますが、先ほどの印鑑登録証明書のほうは、用紙が特殊な用紙でございます。今回の今の申請書の用紙は、通常のコピー用紙を使っておりますので、できるだけ早く対応したいと思います。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） そうしながら、やはり、これは今税務課と町民課、例をとりましたけども、窓口の対応については、これは全課にいろんなクレームが来ているんです。耳に入っておるんです。全部は申し上げませんが、また、いつかの機会にそのことについては触れていきたいと思っておりますが、続きまして、2番目の質問。これは、やさしい行政の窓口対応とは何かということ、これは子育て支援のことについてお伺いいたします。行政の窓口というのは、いろんな方が来られます。若い方も、おじいちゃん、おばあちゃんも、それから業務の方もいろんな方来られます。その中で、若いお母さん方が乳児を抱いて、あるいは手をつないで来られると、こういったお母さん方が、やはり窓口で職員の方の説明を聞きながら、納得して書類へ記入をしていくと。だっこしながらの場合は、めったに来る場所ではないんで、乳児の方も慣れておられないということで、環境が変わって、ちょっと不安なのか、ぐずったりいろんなことございます。若いお母さん方というのは大変苦勞しながら、説明を聞き、書類に記入していくわけでございます。手続に相当苦勞されておるといところもちょっとお見かけするわけですが、こうした光景を見ることなく、行政手続がスムーズにできるようにすべき配慮が必要だろうと。そのことが子育てにやさしいまちづくりにつながっていくものだと思っております。一つの例を挙げると、京都の舞鶴市、ここでは玄関にベビー用の車、ベビーカーと申しますか、ベビーカーというのは、通常私が考えるに、子供さんはちょっと低い位置にありますね。だからスーパーにあるような買い物かごのカート、これはちょっと買い物かごにする高い位置にあります。そうしたベビーカー、こういったものが用意してあります。お母さんが乳幼児の方をだっこすることなく、そうしたカートに乗せて窓口へ来られると。そして楽に手続ができるようになっておる。また、窓口ではお母さんが担当者の説明を受けるときに、ほかの職員の方が来られて、乳幼児の機嫌をとっておくと、どういった機嫌のとり方があるかされませんが、それと、なかなかむずかる乳幼児に対しては卵ぼうろというのがあります。私たちが、最近食べたことないですが、黄色い大豆ぐらい、そういったお菓子があります。乳

幼児が食べてもいいような、口の中へ入れたら、とろっと溶けるようなお菓子だったように記憶しておりますが、お母さんの了解を求めて、これを持ってきて、あやしながら、お母さんが手続完了するまでそこへついて、乳幼児の面倒見てあげると。やっぱりこうしたことが配慮されてくると、本町は子育てに優しいまちづくりであるという印象がもっともっと芽生えてくるのではなかろうかと思っております。こうしたことは、大きな予算を必要とすることではなくて、私たちの窓口の意識を変える、あそこの窓口は私には関係ないと思わずに、お互いに連携をしてやっていく。町民課に来られてるんだから、福祉課のほうは全く知らないよというのではなくて、福祉課に来られてれば町民課の方が行くとか、お互いにそこは連携しながらできるものだと思うんです。こうしたことを早急に取り組まれる気持ちはありませんか。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 行政の窓口、特に本庁1階には、乳幼児を連れて来庁される方が手続や相談に来られることが多くあります。窓口対応の基本としまして、親切、丁寧、正確、迅速、笑顔の5つの柱で職員間で共有しながら取り組んでおります。手続の配慮としましては、複数課での手続等が必要な場合もありますので、各窓口の間で連携をとりながら、来庁された方に不便をかけないように、短時間でスムーズに手続ができるように進めております。例えば出生届が提出された場合や、お子様を含んだ転入を受け付けた場合は複数の手続が必要となります。来庁された方が複数の課の窓口で手続することなく、関係する各課へ連絡し、来庁者の座っている席で、ワンストップで完結できるように配慮しております。また、窓口の対応で取り組んでおることとしまして、親御さんがだっこしているお子様、それから隣の席に座っているお子様へは、来庁者の意向に配慮しながら、職員が声かけをしたり、コミュニケーションを図っているところです。また、絵本やぬりえ、人形などをカウンターに置きまして、お子さんが遊べるような配慮をしております。どうしても来庁者の手続、相談などに時間がかかる場合には、職員が絵本を読んだりなどのサポートをしているようなところでございます。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） これは舞鶴市だけでなく、北広島町もそういった対応をとられているということですね。ベビーカー、これはどうでしょうか。やはり1階ばかりでなく、2階、3階へ行かれる方もあると思うわけですが、そうした、余り高いものではないと思うんですが、1台、2台設置されるというふうな意思はございませんか。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） ベビーカーの設置につきましては、町民目線での対応ということで、職員に子育て中の者がたくさんおります。現在、遊び場創生プロジェクトを進めておりますけども、先日、その場でベビーカーの設置について議論をいたしました。まず、現状を見てみますと、乳幼児と一緒に来られる方の状況につきましては、だっこしたまま来られたり、だっこひもでのだっこ、それから、本人のベビーカーでお越しになっているという状況があります。また、これまで来庁者の方から、そのベビーカーがあればいいという要望、あるいは、ありませんかと尋ねられたことが現状ではありません。そういうふうな意見集約をしている中で、今後町民のそうしたご要望があれば検討していかなければならないと思っておりますけども、現状では、ご意見として伺いするということと、とどめさせていただければと考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） 現時点において、ベビーカーの要望はないということなんですね。これも一つの方法かもしれませんが、ベビーカーを1台でも置いておくこと、このことがやはりこうしたことに配慮しておりますよということの証なんです。要望はあるかもしれない、ないかもしれない、だけど、この本庁の中、あるいは支所にも1台ずつ置いてあるか、パフォーマンスとしても大きな効果があると思いますが。私たちがどういうふうはこの町を、子育てのやさしい町としてアピールしていくか。さっき答弁があったようなことも非常に大事です。丁寧です。安心感があります。それと同時に、ベビーカーを必要としていない方だって、そこを見られて来庁者の目に映ってきます。あっこういうものが置いてあるなというふうなところが一つのアピール効果につながるのではないかと私は考えます。なぜ、そこを言うかということ、先日の花田植、保健課長で、授乳施設、これは花田植会場から見てわかるんだけど、道路から見たらわからない。どこにあるか。これは表示する場所が違うんじゃないかと、両方があれば一番いいんですけど、やはりアピール効果をどう狙うのかと。来られた方が探しながら、会場の中に入ればわかるけども、道路から見ればわからないと。その辺が政策立案、企画力、そこを問われながら、子育てにやさしい町をどうアピールするかということが少し足りないのではないかと。そこをとにかく言うつもりはありませんけども、平成21年に策定され、28年6月に北広島町人材教育育成基本方針改定版です。この中にも、求められる地方自治体として5項目あります。求められる職員として8項目あります。町民から信頼される行動とサービス、職員の経営感覚の醸成、まちづくり、まちづくりをどう進めていくのか、自治体経営としての感覚の醸成、職員一人一人の意識改革と感覚による発想の転換、今求められているのは、今までどおりの業務を遂行していくのではなくて、今までの業務の中のどこを変えていけば、町民目線の立場に立つことができるのか。町民の方に不本意な思いをさせなくて帰っていただくことができるのか。ここをしっかりと考えていかなければならないし、このところをしっかりとした研修を積んでいかなければならないと思うわけですが、総務課長、いかがですか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 北広島町人材育成基本方針、おっしゃるとおり、平成21年の6月に策定をいたしまして、本年6月に改定をしているところでございます。基本的な考え方は変わっておりませんが、議員のおっしゃるように、常に改善・改革という意識を持って人材の育成をしていきたいと、そういった意識を持った職員を育てていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 中田議員。

○2番（中田節雄） まだ言いたいことはあるんですが、これにて質問を終わります。

○議長（加計雅章） これで中田議員の質問を終わります。暫時休憩をいたします。1時55分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 44分 休憩

午後 1時 55分 再開

- 議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 6番、森脇誠悟でございます。さきに通告をしております大綱2点、1点目は、千代田運動公園の競技場フィールドを人工芝に変更できないか。もう1点は、特別職、非常勤を含む）報酬等の審議会を設置について質問をしたいと思います。まず、大綱1点目の千代田運動公園の競技場フィールドを人工芝にできないかということでございます。千代田運動公園の競技場は天然芝であります。芝の養生等で利用できない場合があります。利用者にとっては大変不便であります。それを解消するために、あるいは天然芝の維持管理費の削減も含めまして、人工芝に張りかえることができないか、そういう思いで幾つかの質問をしてみたいと思います。まず、最初に芝の養生による利用制限の期間は大体いつごろ、どの程度あるのかをお聞きをいたします。
- 議長（加計雅章） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木直彦） 芝の養生による利用期間制限でございますけども、27年度から指定管理者が変わりまして、27年度からは12月から2月までの3カ月間でございます。芝にとっては6月がいいようでございますけども、今の冬期間はグラウンドがぬれていることが多いとか、もともと利用者数が少ないというふうなことから、その期間に設定をいたしました。また、シーズン中も平日の利用が少ないために芝へのストレスは少ないという状況のようであります。ちなみに、それまでの指定管理者が6月に養生期間を設けていたようであります。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 芝の養生というのは、どうしても必要なものであります。使用頻度が高ければ高いほど、野球のグラウンド見ても、外野が同じ位置が剥げて、芝がなくなったり、一番いい例が、この役場の庁舎の隣にありますヘリポートでございますが、もう芝生の根もあまり残ってなくて、もう雑草化をしております。ほとんどがもう真砂土が出て、もう少しすればドクターヘリが来るのも難しくなるんじゃないかというような、石とか草が飛んで大変じゃないかというふうな状況になるんじゃないかというふうに懸念をしておりますけども、今、お聞きをしましたら、12月から2月の3カ月で、芝の養生は大体春先が一番養生にはいいということですが、平生の使う利用度が少ないんで、冬期の養生でということですが、私も芝の専門家ではありませんので、12月から2月の3カ月間の養生で、芝がどのぐらい程度元気になるかというのははっきりわかりませんが、それはさておいて、これまでの競技場フィールドの年間利用者数と団体数、それぞれ町内、町外別に数値を教えてくださいと思います。
- 議長（加計雅章） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木直彦） 議員のおっしゃる競技場フィールドというのは、多目的広場ということでお答えさせていただいて、平成27年度の年間利用者数は1万2813人でございます。施設全体では5万519人でございますけども、団体数としては町内が20団体で、延べ54回、町外が19団体で、延べ69回でございます。利用が多いのが5月、8月、9月、10月でございます。大体その4カ月については、月平均が1848人でございます。町内利用は、平日と休日の人数が半々でございますけども、町外利用は、ほとんどが土日・祝日に集中しているという状況でございます。以上です。

- 議長（加計雅章） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 結構な人が、団体数が利用されているということで、特に町外の方は、土曜日、日曜日の利用が多いんだと思いますし、屋外スポーツということで、春から秋までにかけての利用が多いんだというふうに思います。そのフィールド、多目的広場と言われましたけども、その利用されるスポーツの種目がもしわかれば、どんなのがあって、種目のスポーツが使われて、大人、子供も含めて、特に多いスポーツ、サッカーが一番多いのかなとは思いますが、その他、グラウンドゴルフ等もあろうかと思いますが、もしわかれば、ご答弁お願いしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木直彦） 種目といたしましては、やはりサッカーが一番多くございます。それから、陸上、学校行事で使う場合もありますし、クラブ活動で使う場合もありますけども、学校行事としては、陸上記録会といったものでございます。あとはグラウンドゴルフも比較的多いと思います。済みません、それぞれの回数が何回かというのは、ちょっと集計をしてないんですけども、そういう感じでございます。
- 議長（加計雅章） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） これの年間利用料と申しますか、利用料の収益というのは、年間幾らぐらいでしょうか。
- 議長（加計雅章） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木直彦） 昨年度平成27年度の多目的広場の利用収益は249万8630円でございます。
- 議長（加計雅章） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 芝の養生の時期を変更したということでございますけども、変更前と変更後では利用者の数であるとか、その利用収益というのは、少しは違いがありますか。もし、27年度以前のがわかれば出るはずですけど。
- 議長（加計雅章） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木直彦） 済みません、詳細な比較はしてないんですけども、あまり大きな違いはないんじゃないかと思えます。
- 議長（加計雅章） 森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 収益が250万程度ということですが、それに対する年間の維持管理費は、これは、多目的広場だけというわけにはなかなか難しいと思いますが、例えば肥料代であるとか農薬であるとか除草剤、それから刈り取りの人件費等いろいろあって、一括で指定管理出されているということで、この多目的の天然芝だけというのは難しいかもわかりませんが、大体の数字で構いませんが、大体どのぐらいかかるものか、お願いをしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木直彦） 芝の管理は、全施設内の植栽管理や草刈りも含めて一括650万円で指定管理者がまた町内の専門業者に委託をしております。このうち、多目的広場の芝の管理費は、詳細なその内訳は分からないんですけども、およそ半分、300万から350万程度とのことでございます。また補植をしたりするときの芝は、これは指定管理者が自前でつくっております、補植、必要などころには指定管理者で補植をするということで、それについては費用はかかってないという状況でございます。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 収入とほぼ同じか、維持管理費のほうが利用料よりも若干多く支出かなというふうに思いますけども、この近辺で人工芝にしているのが安芸高田市の吉田サッカー公園、100メートルの70メートルの天然芝が2面と、人工芝が1面ほど持っております。近辺では、広域公園のホッケー会場が人工芝になってるんじゃないかと思えますし、古くいえば、この町内にも南方のスポーツパークで人工芝がありました。廿日市市にも人工芝を持っておるグラウンドがあるんじゃないかというふうに思いますけども、安芸高田市の運動公園のほうに行くと、いろいろ維持管理なり説明を受けたりしたんですけども、大体使用頻度によっては、年数も変わってくるんですけども、10年ぐらいは大丈夫だろうと、張りかえをしなくても。維持費は全く要らないということです。私も現場をいろいろ回りましたが、人工芝の周りのほうには、若干、間のほうに周りの雑草が少し網をくぐって入ってくるのかなということでしたけども、そこの管理者の方は、いやもう維持費は全く、落ち葉があれば、それを拾うような程度で、全く維持費はかからないということでした。利用料については、若干利用料金が一日が四千元ちょっと切れるぐらいで、利用料はちょっと高くなるのかもわかりませんが、維持管理が全く費用がかからないと、人の手間がかからないということで助かりますよということでした。人工芝の費用、工事費は少し高いものをつくんでもわかりませんが、そこらのぜひ検討をして、子供たちも若干、その子供たちのサッカークラブ等で会場がいつも使えるということもないようですし、もし使えない場合は、町外をやるんですけども、先ほどの報告にありましたように、町外の方も結構利用されているということで、会場を探すのも大変苦労されているということでもありますし、雨天のときは、なかなか芝も傷んだりということで使いにくいという状況もあるんだろうと思います。ぜひとも、本町が、サッカーだけではなくありませんけども、スポーツを通じて健全な青少年育成をするという大きなテーマのもとに、町も取り組んでおるわけですし、町の義務教育基本理念も心身を鍛え、健康で心豊かな子供たちを育てるということがありますので、サッカーだけに限らず、いろんなスポーツに対して、子供がいつでもスポーツができる状況をつくっていただければというふうに思います。最後の締めの質問になりますけども、そういった意味合いの中で、多目的広場、競技場のフィールドを人工芝にする、前向きに検討していただける気持ちがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 今の運動公園の多目的広場の人工芝への張りかえ費用は、ざっと1億円ぐらいかかるようであります。天然芝は、若干維持管理には手がかかるんですけども、人工芝に比べて足への負担がはるかに少ないと。けがの防止にも有効であるということ、また、女子のほうは、既にもう認められているようですけども、世界規格で、男子サッカーはまだ天然芝だということもあります。また、日本サッカー協会からも、このグラウンドにつきましては、現状でなかなか、いい十分ですよというふうな評価もいただいているということのようであります。人口規模とか財政状況に鑑みまして、人工芝への変更というのは、ちょっと当面考えにくいのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 私も結構な予算が必要だろうということは承知の上で、あえて質問しているわけですけども、面積も大変広いですし、子供のサッカーをするには3面ぐらいとれるぐらいの広さだろうと思いますし、あまりにも広くて、今の天然芝のいいところもあります。ぜひ、

これは要望でございますけども、天然芝のいいところは、今答弁のほうにありましたように、いいんですが、ちょっと管理が遅れたり、手抜きをすると、大変、なかなか元に帰らないという状況があります。この先ほど言いましたヘリポートもそうでありますし、小学校もグラウンド、校庭を天然芝にされたところもありますけども、維持管理が大変だという声もお聞きをしております。そこで、今の広い面積じゃなくて、狭い面積のこの隣のヘリポートを試験的に人工芝にしてみる検討の余地はないでしょうか。今、余りにも水たまりで、雨が降ったりするとじゅるじゅるですし、利用者も結構多いですし、雨の日もグラウンドゴルフなんかをされたりしておりますけども、もう少しきれいに環境整備も含めて、どうもこれ以上の管理は行き届かないんじゃないかなという気がしますので、試験的に、ヘリポートを人工芝にすることを検討する余地があるかどうかお聞きをします。

○議長（加計雅章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） あれはサッカー等には使われておるんですが、管理がうちのほうではございません。済みません。

○議長（加計雅章） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 私が聞いているところでは、人工芝はヘリの空気で剥がれることがあるんで、アウトだということを聞いております。ですから、ヘリポートだけは天然芝でやらせていただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） なかなか人工芝への道のりは遠いようでございますが、また、機会を捉えて、また違う機会があれば、また質問なりさせていただければと思います。次に、大綱2点目の特別職の報酬等の審議会の設置について質問をさせていただきます。これまで、過去、事務次官通達というのが出されております。これは相当昔のことで、これは、この通達といいますか、この審議会をつくるための条例、設置条例につきましては、基本的に議員の報酬、あるいは市長の給与の額について、その権力の集中から招きやすくなる、わかりやすく言えば、勝手に、自分の都合のいいような額を設定をするということを防ぐために合議制を採用した委員、住民の方から選んだ審議会の委員の意見を聞いて行政の民主化を図るということでございます。わかりやすく言えば、本町で言えば、町長が報酬を上げたり下げたりするときに、議会に提出をするけども、議会に提出する前に審議会という住民から選ばれた委員の意見、議論なり検討を得て、議会に提出をするということでございます。この事務次官通達が昭和39年ごろ出て、そのときに、県段階では、もう早急にこういった条例を制定をなささいよと。市町につきましても都道府県と同じように制定をするような、これはあくまでも指導という形ですけども、という話があります。この間、庁内には、町長、副町長、教育長については、特別職の職員で常勤の者ということで、給与と旅費に関する条例が制定をされておりますし、議員については、議員の議員報酬と費用弁償の条例、関係する条例、それから非常勤の者については、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償の条例が制定をされて、決まってきておりますけども、現在、本町のそれぞれの特別職の報酬、これはずっと合併以降そのままの額であるのか、中には定数を増やしたり減らしたりということで変わったものもあろうかと思いますが、基本的に変更されていますか。どうでしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 特別職の報酬については、合併時に現行の金額及び類似団体の例をもと

に合併時に調整するというふうに合併協議会のほうでなっております、合併時に定めたものでございます。その後については大きな改定はされておられません。審議会自体も合併前はございましたけれども、今現在は審議会もないといったような状況でございます。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 今、行政も情報公開をしていこうというふうな流れの中で、この特別職の報酬を設置をする条例がなくて、ここ10年ほどたってきております。どういった理由で、今の額が決定をされたかというのにつきましては、合併協議会のほうで決定をされたということでございますので、今ここで議論をするつもりはありませんけれども、この間、ずっと変更されていないということでございます。高いとか安いとかいう議論をしようとは思いませんけれども、報酬が。制度として、例えばこの10年間動きがないということで、最低賃金を見ますと、毎年ずっと上がってきております。今年度が769円でございます。毎年少しずつ、10円なり20円なりの額でずっと上がってきてるんですけども、労働の対価で払われる賃金と謝礼的な意味合いのある報酬との違いというのは私も認識をしておる気がしますので、賃金と同じように生活給でどうのこうの、物価が上がってどうのこうの動くものではないというのは承知をしておりますけれども、やっぱりこの社会環境なり経済環境が変わる中で、ずっとこのままの額がどうだろうかという思いがあります。今回の条例提案で、これは非常勤の特別職の額が改定をされる議案が提出をされておりますけれども、提案理由をお聞きをしますと、状況に合った委員の報酬を支払う必要があるということでございます。大体、ほとんどがその日一日での定められた会議を持つような委員さんはほとんどですけども、日に6300円でございます。先ほど言いましたように、賃金とは性格が異なるものですが、最低賃金をひよっとすれば下回るんじゃないかというような額であります。先ほど言いましたように、また条例も出ているというふうなことですけれども、審議会のない中で、議会が承認をしているというのは事実ですけども、やはり住民の公正性から見ても、住民の意見を聞くというのは大変重要な時期じゃないかというふうな思いもします。これまでいろんなまちづくり総合委員会であるとか、いろんな計画を策定をしたり、町にいろんなアドバイスをいただいたりする委員さん、多分6300円ではなかったろうというふうに思います。そこで、条例にない、ここで決められてない額を支払われていたような状況もあるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょう。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 全ては、申し訳ございません。把握しておりません。ただ、基本的には、委員でありますと、個別に決めてあるような金額を設定してあるような非常勤の特別職の委員もございまして、その他の委員のところ、今議員がおっしゃられた日額6300円というようところで、今の条例はでき上がっております。ですから、これの運用の中で、お支払いをしているといったところというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） これまで、そういった意味で、この特別職の職員で非常勤のもの報酬、条例に少し、現状に合っていない報酬体系になってなかったということで、運用で来たということですけども、それも仕方ないやり方だったんだというふうに思います。このたびも出ておりますけれども、やはり何度も同じことを繰り返して言ってるんですけども、ぜひこの条例を制定をして、住民の審議会に諮って、この報酬というのは適正な額なのかどうかというのを第三者に諮って、議会に提案していくという、本来の筋を通すのがいいんじゃないかというふうに思いま

す。このたびの条例改正については、もう議案が出されているので、最終的には採決になるのかどうなるかわかりませんが、今のような状況ですので、早急に条例制定をして審議会に諮るといふふうに思います。また、来年3月には、常勤の特別職、町長選挙もありますし、議会の選挙も待っております。その報酬についても、ずっと変わってないということであれば、上げるのがいいのか下げるのがいいかという話ではありませんが、一つの機会として、早急に今の取り組みをしていくべきだと思いますが、町長の判断はいかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） 議員方も私もその対象者でありますので、どういう形がいいというのは、私が答えるべきところでもないかもしれませんが、基本的に議員が言われるように、審議会をつくって検討させてもらう、意見を聞かせてもらおうということが正しいというふうに思っておりますので、そういう方向で進めさせてもらったらというふうに思います。

○議長（加計雅章） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 今の町長の答弁にありましたように、自分のことだけ言いにくいというのがありますし、もっと広くに言えば、自分のことだけ上げてやろうというようなこともあり得るわけがあります。今、東のほうでは、相当金金のところでマスコミをにぎわしておりますけども、自分のことだからこそ第三者の意見を聞くということが大事だろうというふうに思います。言いにくいし、やりにくいというのが、そのための事務次官通達だと思いますし、こういった制度だと思いますので、ぜひとも今年中に制定に向けた検討をお願いいたしますか、要請をして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（加計雅章） これで森脇議員の質問を終わります。次に、16番、大林議員。

○16番（大林正行） 16番、大林正行でございます。通告しております、障害者差別解消法施行に伴う町の施策と、今後の障害者支援策について質問いたします。平成28年、今年4月1日から障害者差別解消法が施行されました。この法律は行政機関や民間事業者に対し、障害を理由とする差別をなくすための措置を定め、障害がある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくることを目的として定められました。本町では、住んでみたい、住み続けたい、住んでよかったといえるまちづくりに取り組んでおりますが、このような観点からも障害がある人もない人も分け隔てなく共生できる社会をつくることが大変重要であると考え、この法律の施行に伴う町の取り組みと今後の障害者支援について質問いたします。まず、障害者差別解消法施行の意義と、町としてどのように受けとめておられるのか、伺います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） それでは福祉課からお答えをいたします。この法の意義と町の受けとめ方についてですが、今年4月1日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法が施行されました。この法律は、全ての国民が障害の有無により、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的としています。行政機関だけでなく、民間事業者も一体となって、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除く自発的な取り組みの必要性がうたわれ、差別のない社会へ向けてのより具体的取り組みを示した法律となっております。この法律の中には、不当な差別的取り扱いの禁止、それから合理的配慮の提供、大きく2つの柱が明記されております。不当な差別的取り扱いの禁止につきましては、国、地方公共団体、民間事業者は、障害のある人

に対し、正当な理由なく、障害を理由に差別することを禁止しております。また、合理的配慮の提供につきましては、国、地方公共団体は、障害のある人から、社会の中にある障壁、バリアを取り除くために何らかの配慮を必要としているとの意思が伝えられたときは、過重な負担とならない範囲で対応することを法的義務としています。また、民間事業者につきましては、対応することに努めるよう努力義務が課せられています。具体的には車いすの方が乗り物に乗るときに、手助けをする駐車スペースを施設近くに設置する。順番を待つことが苦手な障害者に対しまして、周囲の理解を得た上で手順を変更するなど、さまざまな場面において合理的配慮の仕方はさまざまとなっております。この障害者差別解消法は、官民を問わず、障害を理由とする差別を禁止し、積極的な合理的配慮を促すことによって、障害のある人もない人も互いに人格と個性を認め合いながら、ともに生きる社会の実現に向け、意義深い法律であると認識しています。以上です。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） ただいま、この法の意義と受けとめ方についての説明ございました。不当な差別をせず、あるいは合理的な配慮をするということですが、この法律の施行を受けまして、町としては具体的な施策を考えておられましたら、どのような施策を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 地方公共団体は、国が定めた基本方針に即して、行政職員が適切に対応するために必要な対応要領を定めることとされています。また、障害者及びその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談体制の整備、障害を理由とする差別の解消について理解を深めるための啓発活動の推進の3点を実施する必要があります。本町では、今後、北広島町職員対応要領を定めてまいります。相談体制の整備につきましては、福祉課を相談窓口としております。啓発活動の推進につきましては、これまででも行っております講演会の開催、啓発パンフレットの配布など、引き続き、啓発、広報活動を行ってまいります。以上です。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 今、大きな点で3点の説明がございました。それで、最初におっしゃいましたように、法律では、行政職員が障害者に対して不当な差別をせず、また、合理的な配慮するよう義務づけておりまして、職員の方がどのように障害者と接すればよいのか、これをまとめた対応要領というのを作成を義務づけておりますが、この対応要領は作成しておられますかどうか、お伺いします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 行政職員の対応要領でございますが、総務課のほうから答弁させていただきます。障害を理由とする差別の解消の推進に関する北広島町職員対応要領という名称でございますが、今現在、その案の策定は完了しておりまして、告示を行うように準備を進めているところでございます。対応要領の本旨につきましては、障害を理由とする差別について、一律に定められるものではなく、特定の行為が差別に該当するか否かについては、事案に応じて個別に判断されるものであり、分野等の特性に応じて具体的事例等を示すものであるというふうに理解をしております。また今後の社会情勢の変化でありますとか、障害に対する理解の深まりなどに伴いまして、柔軟に見直しを行い、内容の充実を図っていきたいというふうに考え

ております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 対応要領につきましては、今はまだできてないということで、案の段階で、これから告示をする用意ということでございましたけれども、この法律は平成25年の6月に成立をしております。それで行政であるとか民間業者も即対応はできないということで、その準備期間が必要であるということで、3年後の今年4月1日から施行されるということになりました。3年間の準備期間があったわけですが、なぜ、この4月1日の施行日に間に合わないのか。少し、そこところが納得いかないんですけど、お聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） この対応要領につきましては、努力義務というふうにはされておりますが、ほぼ、全ての自治体が28年度上半期に策定済みのものも含めまして、策定予定というふう聞いております。本町といたしましても、これまでも準備を進めてきたわけですが、ここまで時間がかかってしまったといったところでございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 確かに全国的に見れば、4月1日にできている全国の市区町村は21%ということで非常に少ない。せっかくいい法律ができて、行政等の対応がおくれているということがあります。これには国の主導等も問題があったというふうなことも考えられますけれども、既に案ができておるといことでありますけれども、健常者が想像する差別と、障害者が実際に体験する差別には大きな隔たりがあるというふうに言われております。対応要領を作成するに当たり、障害者であるとか障害者団体等の関係者を対象としたアンケート、また、職員の対応に差別を感じた経験であるとか、障害者が必要とする配慮の具体例を尋ねるパブリックコメントを募集する計画はありませんか。また、今つくられた案は、そのような経緯を踏まれた上でつくられたものかどうか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 案といたしまして、ほぼでき上がっているところでございますけれども、そういったパブリックコメントでありますとか、障害者の実際の声を聞いたという経緯でつくったものではございません。国でありますとか、県のを参考にさせていただいて対応要領のほうはつくらせていただきました。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） そういった、実際関係する障害者の方の意見等は聞いてなくてつくってあるということで、国のもの等参考にされたということでもありますけれども、ここに世羅町のものと総務省のものがあります。これはつくったら公表するということになっておりますので、ありますけれども、これは、どちらもほぼ同じです。つまり国がつくったものを、ただコピーしたんじゃないか、そういうような気がしてなりません。幸いまだ本町は告示をされておられませんので、ぜひ、障害者であるとか関係団体の意見をよく聞いて、他の市町がまねをするような、そういったものをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） このたびの対応要領につきましては、一番参考にさせていただいたのは、県の取り組みでございます。実は、県のほうが2月9日付で対応要領制定しておりますので、それをつくるに当たって、いろんな団体との聞き取りとか、そういったプロセスを経てやってお

ります。それを参考にするというので、早くから準備はしてたんですけども、この3月まで少し伸びてしまったと。というのは、議員もおっしゃるように、この考え方、2つの点を配慮しなくちゃいけないということがありましたけれども、これを行政の中にどうやって植えていくかということが大事なことでありまして、そこら辺の方法をどうするかということも含めて、告示をしまして、速やかに役場内に浸透していくことを進めるということでも少し時間かかりました。そのプロセスについては、パブリックコメント等はこのたびやっておりますけれども、その県の取り組みを参考にさせていただいたということでございます。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 県のほうでは、そういったパブリックコメント等とられた上でつくられたということで、それを参考にしたのでということだと思いますけれども、これは、今、副町長が言われましたように、これから行政の中、職員、管理職から担当者まで、全ての方に浸透させるのが目的だと思います。そのためには、その教材といいますか、これが対応要領になるということで、具体的な、こういうことが差別になる。あるいは、合理的な配慮を欠けたことになるということを詳しくわかりやすく述べたものが対応要領であるというふうに私は思っております。今、先ほど言いましたけれども、世羅町とか各省庁も皆つくっておりますけれども、なかなかその辺が読んでもわかりにくい、特にこの北広島町にとって、県のものとは違う要素もあると思います。そういった意味で、例えば庁舎だろうとか、支所であろうとか、そういったところも県とは違うということで、そういった北広島町に特化したものもあるんじゃないかと。その辺は障害者、あるいは障害者団体の方に聞いてみないとわからない。そういった意味で、その方たちの意見を聞く。全町民に対して意見を聞くのではなくて、私は、障害者団体の方に意見を聞けば、そんなに時間もかからないし、できると。例えば、今できている案を見てもらって、中につけ加えること、あるいは削除することはありませんか。そういった対応が必要ではないか。そうしてできたものであれば、職員が、誰が読んでも、即落ちるというふうに考えるので、ちょっとしつこく言っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 今のご意見踏まえまして、そういう団体の方等に確認するというのも含めて検討してみたいと思います。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） よろしく申し上げます。それで、この障害者差別解消の対応は、福祉課であるとか総務課だけの問題ではなくて、全部署、全職員の問題であります。その意味で、これから職員研修をされるんだと思いますけれども、どのようなことを考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 職員に対しては、まず、この対応要領、このことを徹底するのが、まず第一番だというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 私もそのように思います。そのためにも立派な対応要領の作成をお願いいたします。それから、もう一つは、町民への周知、啓発も非常に重要な問題であると思います。どのような方法で、町民の方へ周知徹底を図られるのか、お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

- 総務課長（古川達也） 対応要領については、でき上がりましたら、ホームページ上で公開、また広報誌等で町民のほうに広報していこうと思います。また、この全体的な話になりますと、福祉の施策のほうで展開していくといったことになるとと思います。
- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 次に、内閣府は、市区町村に対しまして、障害者の身近な相談窓口として、障害者差別解消支援地域協議会というのを設置するよう進めておりますけれども、本町では設置されておりますか。また、これから設置される考えがあるかどうか伺いたします。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 障害者差別を解消するネットワークとしまして、さまざまな機関などによります差別支援地域協議会をつくることができるとされております。本町では、既存組織であります北広島町地域自立支援協議会を地域協議会に併用し、関係者が話し合う場を設けまして、合理的配慮等々の磨きをかけてまいりたいと考えております。立ち上げに当たっては、これからとなります。以上です。
- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 既存の組織を活用してということで、たくさん組織をつくれればいいというものではないと思いますけれども、この地域協議会は、障害者の相談を受けたり、解決に向けて対応するのが役割でありまして、構成メンバーは自治体、それから学識経験者、障害者団体、家族会、医師、看護師などというふうにされておりますけれども、こういう方がメンバーに入っておられるのかどうか伺いたしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 地域自立支援協議会のメンバーの構成ですけれども、学識経験者3名、それから障害者団体の代表3名、それから福祉施設の関係の代表者が3名ということで、9名で組織されております。以上です。
- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） わかりました。そういった自立支援協議会、そちらのほうで進めていただきたいと思います。次に、民間事業者の場合でございますけれども、不当な差別的取り扱いの禁止、これは法的義務、それから合理的配慮の提供は努力義務というふうにされておりますけれども、民間事業者の場合は、やはり趣旨については理解はされている。必要性は理解されておりますけれども、やはり経費であるとか時間的な問題で、なかなか取り組めないというケースもあるのではないかと思います。そういった意味で、その相談窓口でありますとか支援制度を設ける考えがあるのかどうか伺いたします。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 民間事業者への指導等々につきましてですけども、まず、この法律は、行政機関などには率先した取り組みを行うべき主体として義務を課されております。一方、民間事業者に関しましては努力義務を課した上で自主的な取り組みを促すものとなっております。民間事業者に対しましての指導等々につきましては、基本的には、主務大臣が事業分野別の対応指針を策定して、その指導に当たるといのが取り扱いとなっておりますけれども、しかしながら、本町にも事業所がたくさんあります。さまざまな機会を通じて、法の趣旨や目的など理解していただくように広報活動を推進してまいりたいと考えております。
- 議長（加計雅章） 大林議員。

- 16番（大林正行） 障害者の方は行政だけを利用されるんじゃないかと、むしろ民間の商店であるとか飲食店であるとか、そういったところを利用することも多いと思います。そういったときに、やはりスロープがないであるとか、車いすが通れないとか、そういった問題もあろうと思いますので、先ほど努力義務と言われましたけれども、やはりこの町が誰でも住みやすい町にするためには、そういった民間業者の方の協力も要ると思いますので、ぜひ、相談窓口なり支援制度をお考えいただきたいというふうに思います。次の質問にまいります。本町の障害者の数について、障害事由別をお願いいたします。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 28年4月2日現在では、身体障害者手帳所持者は1292名、療育手帳の所持者が233名、精神保健福祉手帳所持者が199名となっております。以上です。
- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 今おっしゃった数値で、あと難病患者もいらっしゃると思いますので、これを加えますと、約1900人ということで、人口の約10%弱の方が何らかの手帳をお持ちだというのが実態だと思います。私は5年前に聞いたことがありまして、そのとき、たしか1700人程度というふうに思っているんですけども、障害者の方の数は、年々増加傾向にあるというふうに捉えていいのでしょうか。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 障害者の数につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、また後ほどお答えをさせていただきたいと思います。
- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 私は、人口が減る、そして高齢化が進むということで、率にすれば増えるんじゃないかということで思ったわけで、詳細については、また後でお願いしたいと思います。それから次に、先ほどからの質問の中にもありますけれども、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している障壁にはどのようなものがあるというふうに認識しておられるのかお伺いしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） この法律の中でうたわれております社会的障害の定義につきましては、障害のある人にとって、日常生活、または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。具体的な例を挙げてみますと、障害者の利用を想定しない構築物の建設、例えばトイレ、エレベーター、カウンター等といったハード面のこともあります。また、障害や障害のある人に対する差別や偏見、疎外感など内面的な部分もあると認識しております。その障壁を取り除く対策としましては、公共施設、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザイン、全ての人利用可能なデザインに配慮しながら、まちづくりに取り組んでいくことが必要と考えております。また、障害を持つ、持たない者がとが平等で生活できる社会、ノーマライゼーションの理念を地域社会へ浸透させていくため、住民が障害について正しい理解を深めるため、さまざまな機会や情報媒体を活用して、啓発、広報活動を推進していくことと、この両面が必要であると考えております。
- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 私は、平成23年に本庁舎の入り口に設置してあります点字ブロックを障

害者の窓口であります福祉課でありますとか、その奥にあります多目的トイレまで延長する必要があるのではないかという質問をいたしました。答弁では、点字ブロックの延長含めて、庁舎内のバリアについて点検をしていると言われましたけれども、その点検はされたのかどうか、随分昔の話なんですけれども、というのは、点字ブロックの延長が今もってそのままということでもありますので、その辺のことをお伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 点字ブロックにつきましては、正面玄関から町民課の窓口までという設置になっております。庁舎内におきましては、職員が出向いて対応したり、誘導したりするということとしております。点字ブロックの延長なんですけれども、通路の幅の関係でありますとか、いろいろ物理的な要素がありますので、先ほども障害者の方の団体の方の意見を聞くと、対応要領のときもありましたけれども、この辺についてもご意見を伺いたいと思います。物理的に可能であるようならば検討はしていきたいと考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） わかりました。次に、先週の6月11日の新聞に出ておりましたけれども、呉市議会は、障害者差別解消法の施行を受けて、今定例会から、手話通訳と要約筆記通訳を取り入れるというふうに報道されておりました。非常に前向きな取り組みであると思いました。きたひろネットの11チャンネルでは、町政の窓でありますとか議会中継などが放映され、多くの方から好評のようではありますが、聴覚障害者の方や高齢化による難聴の方も増えておりますので、そのような人も理解しやすいように、手話通訳でありますとか、テロップを入れる考えはありませんでしょうか。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） きたひろネットのコミュニティチャンネルの中では、自主制作で文字情報としての北広島町からのお知らせを放送しております。また、月1回の図書館だよりの中で、北広島の民話を取り上げておりますが、こちらは朗読したもの全て字幕つきといった形で放送はさせていただいております。今後につきましては、自主制作の番組内でできる範囲で文字情報取り入れるなど、障害者にもやさしい番組づくりを心がけてまいりたいというふうに考えております。手話通訳の導入につきましては、町内、その手話通訳のグループ等ございませんので、その辺を考えて導入については研究はしていきたいというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） これから、まだテロップ等増やしていくということですが、ぜひ、そういった方も増えておりますので、配慮をお願いしたいと思います。それからもう一つ、きたひろネットの問題でありますけれども、障害者の中には、さまざまな分野で活躍されている方がおられます。例えば、先般も陸上競技の国際大会でメダルを獲得された方もおられます。このような方々であるとか、障害者団体の活動状況をきたひろネットで取り上げていけば、いろいろなバリアを取り除くことができると思いますし、また健常者との相互理解も深めることができると思います。いかがでしょうか。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） これまでも障害者のスポーツ大会への参加、アンパティサッカー交流会や作業所などの紹介をきたひろネットで紹介してきたところですが、障害や障害者に対する正しい理解をさらに深めるためにも、今後も可能な限り紹介していきたいと考えております。

- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 健常者との関係を構築するためにもよろしくお願ひしたいと思います。それから先ほど申しましたけれども、障害者の手帳持っておられる方が、人口の約1割おられますけれども、障害者団体の加入状況でありますとか活動状況についてお伺ひしたいと思います。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 町内には身体障害者、知的障害者、精神障害者の当事者の会、また、その家族の会が組織されております。現在、任意団体の6団体が町内で活動されております。身体障害者連合会におきましては、現在、約260人の会員がおられ、スポーツ・レクリエーション教室への参加や会報の発行、研修会への参加などの活動を続けられております。しかしながら、会員数の減少、会員の高齢化など課題もあると認識しております。町としましても、障害者団体の活性化と自立した活動を支援してまいりたいと考えております。以上です。
- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 今おっしゃいましたように、高齢化によって会員が減少しているということで、会費の収入も減っているということで、会報の発行等にも苦勞されているというふうに聞いておりますけれども、今でも補助金は、これは多分社協からだと思っておりますけれども、出しておられますけれども、今後、その辺の活動に対する町からの補助金についてはどのようにお考えか、伺ひたいと思います。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 障害者団体への補助金については、先ほどありましたように、社協を通じて補助しております。町としましては、現行のままで継続してまいりたいと考えております。いずれにしましても、任意団体等とのしっかり連携を深めながら、つながりを持つことが一番大切だと考えておりますので、会の会合にも参加して相談等々も受けてまいりたいと考えております。以上です。
- 議長（加計雅章） 大林議員。
- 16番（大林正行） 次に、障害者の雇用問題でございますけれども、地方公共団体の障害者雇用率は2.1%以上、民間企業は1.8%以上となっておりますけれども、本町の障害者の職員への雇用状況についてはどのようになっているのか、伺ひたいと思います。また、民間事業者への指導については、どのように行っておられるのか、お伺ひいたします。
- 議長（加計雅章） 総務課長。
- 総務課長（古川達也） 当町の障害者雇用率でございますが、平成27年6月1日現在で3.61%となっております。
- 議長（加計雅章） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 北広島町におきます障害者の採用状況についてなんですけれども。済みません、民間への指導体制ということですか。
- 議長（加計雅章） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 07分 休憩

午後 3時 08分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開いたします。副町長。

○副町長（空田賢治） 民間事業者に対する法定雇用を遵守することについての指導でございますけれども、労働基準監督署でありますとか、国の関係機関と連携をとりながら、また、庁舎では、商工労働とか企画課とか雇用対策をやっているところと、そして当然福祉課と連携をとりながら協調して指導してまいりたいと思っております。役場内では、法定雇用率を守っておりますけれども、それは当然でございますけれども、それを民間についても守っていただけるように、引き続き連携をとりながら指導してまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 本町の障害者雇用率3.61%ということで、たしか5年前には2.4%ということで、法定数ぎりぎりといえますか、5人ということでありましたけれども、その後、雇用が進んでいるということで、大変ありがたいことであると思えます。やはり障害者の方も仕事があること、生活基盤がしっかりしていることというのが何にも増して大事なことであると思えますので、ぜひ、これから本町、あるいは民間事業者へのご指導もよろしくお願ひしたいと思います。最後の項目でございますけれども、広島市の土砂災害、あるいは熊本の地震など、現在、大規模災害が後を絶ちません。大規模災害は、いつどこで発生するかわからない不安な状況が続いておりますけれども、大規模災害時における障害者の避難対策と要介護者の把握についてお伺ひいたします。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 災害時の要配慮者の把握につきましては、平成25年に災害対策基本法が改正され、全国の市町村は、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。これを受けまして、本町では、施設入所、長期入院中の方を除く身体障害者手帳2級以上、療育手帳A以上、精神保健福祉手帳1級、難病患者、要介護4以上、その他支援を必要とする方を登録した名簿を策定しております。平成28年6月1日現在では、名簿登録者数は525名となっております。要配慮者に対する避難対策としましては、この6月1日から消防署によりますファクス、119、eメール119通報システムの開始など、障害者に配慮した防災体制の整備に取り組んでいるところです。今後も防災担当部局と福祉部局との連携のもと、平常時より、要配慮者の情報を共有し、また、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員などの避難支援に携わる関係者と連携しながら、地域全体で要配慮者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 今おっしゃいましたように、東日本大震災を契機に災害対策基本法が改正されて、今おっしゃったような名簿の作成ということになったようですがけれども、本町では、平成22年6月からだと思いますけれども、災害時要介護者避難支援制度というのができておりまして、これに登録者、たしか100名に満たないような状況でありましたけれども、この制度と今回、これは25年にできた制度だと思いますけれども、避難行動要支援者制度、これは災対法に基づくものでありますけれども、この関係がちょっと私わかりにくいんですけれど

も、どのような関係になったのか。新しい法律に包含されてしまったのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 本町では、平成22年に北広島町災害時要援護者避難支援計画を策定しまして、災害時要援護者避難支援制度を開始しております。そうした中で、平成23年の東日本大震災が発生しまして、被災者全体の死傷者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割ということで、障害者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の2倍に上ったということで、また、安否確認に必要な住民の氏名、住所等の個人情報とその個人情報の保護の観点から、支援団体に対し、提供を拒む自治体がありました。より効力のある避難支援ができなかったということで、こうした反省を踏まえて、平成25年に災害対策基本法の改正がありまして、全国の市町は、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたということで、2つのこうした名簿の作成ということになっております。

○議長（加計雅章） 大林議員。

○16番（大林正行） 先ほどありましたように、やはり災害のときには障害者であるとか高齢者、要介護者、こういった方が被害に遭う確率は高くなると思いますので、ぜひ、今525人の名簿、行政報告の数字と違いますけれども、500人以上の方が名簿登録ということで、ぜひ、これを活用して、それぞれ支援関係者とも連携をとって、いざというときの準備をしていただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 質問の障害者手帳の所持者の状況ですけれども、年々微増傾向にあります。以上です。

○議長（加計雅章） これで大林議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。3時30分より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 15分 休憩

午後 3時 30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。次に、17番、宮本議員。

○17番（宮本裕之） 17番、宮本裕之でございます。さきに通告しております大綱2点について質問をいたします。質問の1点目は、健康寿命延伸のための3大疾病予防及び禁煙促進を問うものでございます。我が国は現在、世界で最たる長寿国となっております。これは医療の著しい進歩や食生活を初めとする生活習慣病の予防等に取り組んできた成果とも考えられます。しかしながら、3大疾病とよばれるがん、急性心筋梗塞、脳卒中は、依然と高い死亡原因となっています。こうした状況の中、北広島町内の団塊の世代が後期高齢者になる10年後は、さらに高齢化率は高まり、こうした病気に加えて、介護や福祉分野の需要がますます増え、医療

費など社会保障の増大が懸念されます。高齢者の今後の増加を直視しますと、平均寿命以上に健康寿命の延伸を図り、より多くの高齢者が健康で明るい毎日を送れることが元気なまちづくりの大きな要件になるものと考えます。国は、健康日本21、から、健康増進法、へとさらなる生活習慣病予防と健康寿命を延伸する取り組みを目指してきました。また、新たにスマート・ライフ・プロジェクトと銘打ち、望ましい健康寿命の延伸に向けて、適度な運動、適切な食生活、禁煙とがんなどの検診や健康診断の積極的な受診を呼びかけております。本町においても、高齢者の自助努力を促すための元気づくり推進事業の取り組みが広がり、成果を上げてきていることに対し、高く評価するものであります。そこで、今後の本町における健康寿命の延伸対策及び3大疾病予防と禁煙促進の取り組みについてお尋ねをいたします。最初に、昨年までの本町の平均寿命と健康寿命、全国平均と比べてどういう状況なのかお尋ねいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） ご質問いただきました平均寿命と健康寿命について、保健課からお答えをさせていただきます。全国平均と平均できる数字が平成22年のものがございますので、平成22年の数字でお伝えいたします。平成22年の本町の平均寿命は、男性78.7歳、女性87.1歳です。健康寿命は、男性77.2歳、女性83.4歳です。全国の平均寿命は、男性79.5歳、女性86.3歳です。健康寿命のほうは、男性70.4歳、女性73.6歳です。本町の平均寿命は、男性では、全国の平均より0.8歳低く、女性は0.8歳長くなっております。健康寿命は、男性、女性ともに全国の平均よりも長くなっております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 今、平成22年の統計の数値と比較して、本町の健康寿命は全国平均よりも上回っているという答弁でございました。これ非常によい数字だと思います。2020年の東京オリンピックの話題で、2025年のこうした高齢化の問題がとかく消えて隠れてしまうんですが、東京オリンピック終わったら、この問題が最大の大きなこの日本の抱える課題となってくるのは間違いないと言えます。そうした中で、本町の医療費の経過ですね。合併してからでよろしいんですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 本町の医療費の推移ということでございます。国民健康保険一般被保険者についての医療費でお答えさせていただきます。国民健康保険一般被保険者の1人当たりの医療費でございますが、合併後、平成17年度の1人当たりの医療費21万3693円から徐々に上昇しており、平成24年度、31万3947円をピークに下降しており、平成27年度は29万9053円の見込みとなっております。以上です。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 平成24年の31万3947円から下がってきているという、これは要因的にはやはり健康推進事業の影響なんかもあると考えてよろしいんかと思うんですが、全国では大変医療費が上がっております。厚生省の平成25年の公表では40兆円を超えています。これが2025年には54兆円という試算が出てます。1人当たり、現在、全国平均31万4700円、これに比べると、うちはまだ2万ぐらい安いと。ぜひともこういった数値を減少させていく流れが必要だと思います。この後期高齢化の医療費は、現在、一人頭90万円ぐらいかかってるんです。これも2025年には20兆円を超えるだろうという予測がされております。

こうした3大疾病を初めとする高齢者対策、元気でお願いいただかなくちゃいけない。そうした中で、本町における死亡原因の多い疾病、病気ですね。これは喫煙の関係とあわせて、どんな関係があるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 死亡原因の多い疾病について、保健課からお答えをさせていただきます。本町の死亡原因の疾病は、多い順に、がん、心疾患、脳血管疾患、肺炎、老衰、糖尿病の順になっております。平成26年度の特定健診受診時の問診で、たばこを吸っていると回答した人の割合は、本町は12.4%で、県平均11.1%よりも高くなっていました。また、喫煙が原因でふえている病気COPD、いわゆる肺気腫や慢性気管支炎などの慢性閉塞性肺疾患による死亡者数は全国的に増加傾向にあります。COPDの標準化死亡比を見ると、本町は県平均よりも高くなっております。喫煙は、がん、心疾患、脳血管疾患、肺炎など死因のほとんどと密接に関係していることが証明されております。以上です。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 今、保健課長の説明によって、やはり健康に大きな影響を与えている喫煙というものをどのようにこれから対策をしていくかということ、決して私はこの議場にも多くの愛煙家がおられますので、敵視しているわけではございません。やはり本人の健康と、その家族の健康を心から願うから、こういった質問させていただいておるわけで、皆さんも、愛煙家の皆さん、私を憎まないようにしっかり聞いていただきたい。それでは、3大疾病に対する今後の取り組みもあるんですが、我が町では、がん、心疾患、脳血管障害、肺炎、同じような3大疾病、随分前までは肺炎が3位ぐらいまでであったわけですから、ほとんど同じ全国の流れがあるということでございます。そうしたことで、今後の取り組みについて伺いをいたします。

○議長（加計雅章） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 今後の取り組みについて、保健課からお答えをさせていただきます。

3大疾病に対する今後の取り組みとしては、特定健診及びがん検診を年に一度は受けていただくよう機会あるごとに受診勧奨を行います。また、がん検診を受けられて、要精密検査となられた方には、必ず精密検査を受けていただくよう周知していき、病気の早期発見、早期治療の取り組みを進めてまいります。禁煙促進の取り組みとしては、平成27年度の妊娠届け出の結果から、妊婦の夫の喫煙率が40%を超えていることがわかりましたので、受動喫煙の害について、妊婦教室や育児相談などの母子保健事業の際にお伝えをしております。禁煙外来につきましては、町内の2つの医療機関で専門外来を開設されております。禁煙を希望される方には、そちらをご紹介させていただいております。また、5月の31日は世界禁煙デーということで、広報5月号に禁煙外来や受動喫煙防止について記事を掲載し、周知をさせていただいたところでございます。平成28年4月1日から広島県がん対策推進条例により、受動喫煙防止対策が義務化されたことを受け、本町においても、受動喫煙防止について関係機関と連携し、取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） しっかりと、この3大疾病の予防及び生活習慣病の予防に対して取り組んでいくという姿勢を今答弁でしていただいたんで、保健課長、今年から新たに課長としてしっかりと取り組んでいてもらいたいと要望しておきます。次に、公的建築物及び敷地内におけ

る喫煙ルールと指導について、職員及び教職員に対する指導はどのようにされておられるのか、お聞きいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 公的建築物につきましては、ほぼ、建物については禁煙、ですから、敷地内に喫煙所を設けているといった状態です。ですが役場本庁、それから支所については、建物内に喫煙室を設けて、分煙をしているといった状態です。職員へのルール、指導ということでございますが、特別にその喫煙ルールとか指導というのは、今は行っておりません。マナーを守って喫煙をしているといった状態です。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） それでは教職員に対してということでございますけども、北広島町では、平成18年から、全ての公立小中学校において敷地内禁煙を実施しております。以上でございます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 総務課長の答弁によりますと、禁煙ルールの指導はしてはいないけど、マナーを守ってのということですね。これに対して、町民から接遇にも関するんだらうと思うんですが、行ったら、たばこを吸いにいっておらなかった、担当者がとか。千代田の町民グラウンド、隣のグラウンドですね。ここでグラウンドゴルフやらサッカーをされる方が、頻繁に外で職員がたばこを吸っていると。非常に不快であったと。私が一般質問を出したから、外にあった灰皿なくなりましたね。これはどういったことで撤去されたんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） たまたまタイミングが一緒でありまして、実は、屋外に灰皿を設置をしておところが西側の入り口、撤去いたしました。もう1カ所、きたひろネットのトイレのところでございます。風等によって、たばこの煙、受動喫煙になってしまうということで、西側の入り口の灰皿は撤去をさせていただきました。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 町民の皆様の厳しい目というのは、そうして私たち議員にも来るわけですよ。今回は、あと資料いろいろいただきました。ここに本年度の地域保健対策協議会の総会の資料というのがあるんですね。これ、あと中身を説明させてもらうんですが、こういった資料を私に送っていただいて、ぜひとも喫煙に対するマナーの徹底と、受動喫煙とか、たばこによる被害をしっかりと町民に受けとめていただきたいという、この方もやはり健康、町民の健康を切に願っている方がそういう要望をしてこられたわけでございます。そうした中で、今言われましたように、外でたばこを吸われたものが、あそこ扉が春から夏にちょっと暑くなる時に開いてますわね。そうすると自然に入ってくると。これ受動喫煙になってしまうということで、こういったことはやっぱりやめてほしいということも言われておられたんで、奇遇ですね、私が一般質問出したら、途端になくなったということで、しっかりと、職員がいつ、これトイレと同じように、自然現象でたばこを吸われるという職員がおるとするのも伺ったんですよ。それは嗜好品からは外れてしまいますよ、そういうマナーは。中毒的、依存症的な行動をとっているということになってくる。厳しい表現をさせてもらうんですけど、やはりそういった目で、これは接遇と同じような感触で、住民の皆さんは見られております。コーヒーが飲みたかった

ら、いつでも4階の自動販売機のところへ行っていいいわけですか。そういったことは通らないでしょ。そういうところもマナーとしてはしっかりと、嗜好品は嗜好品、そういう目で指導を管理職の方もしていただきたい。どうでしょうか、総務課長。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 喫煙につきましては、肯定的な意見はほとんどないというふうに捉えております。本人の健康管理の面も含めて、それから喫煙ルール、勤務時間中のルール、それらもございます。また、今年4月からは県の条例化をされまして、官公庁については禁煙、または完全な分煙と、さらには、その周辺についても受動喫煙がないようにという努力義務まで課されております。こういった関係もございますので、庁舎内及び敷地内については喫煙ルールについて全面的な見直しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 私、この資料もいただいたんですが、皆さんのお手元にもあると思うんですが、日本という国が一番受動喫煙対策におくれている国だといわれておるのも事実です。世界の状況から見ると、この表のように、ほとんどペケがついておるのが日本であります。このペケというのは、対策がとられてないということですから、愛煙家の皆さんには、そんなに悪い表ではないんですが、世界から見ると、オリンピックが始まる東京であるのに、そこら中で喫煙されとる方がおられるというような場面はあまり見たくないということも、これには書いてありました。ということもしっかり把握していただきたいと思います。次に、平成28年度予算で、町たばこ税が増額していた要因と、たばこ税は、どういった使途に使われるのか。限定されているのか、そういう点についてお伺いします。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 新年度予算において、町たばこ税が増額している要因ということでございます。町たばこ税の平成28年度予算につきましては、平成28年4月から、旧3級品のたばこ税の税率が1本当たり0.43円引き上がっております。そのことを考慮して39万2000円の増額となっております。使途につきましては、固定資産税、町民税と同じく一般財源として活用させていただいております。以上です。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 先ほどの地域保健対策協議会の総会資料の中で、平成27年度の状況という、この受動喫煙防止の取り組みの表が載っております。この中によりますと、夫の喫煙率は年々下がってきているということがうたっております。喫煙率が下がってくると、少々たばこが0.何円上がっても、そんなに増加するというのは考えられないから、やっぱりある程度、若者とか女性の喫煙率が逆に高まるという、そういう見込みをしているんじゃないかと、私は思ったんですが、違いませんか。どうでしょうか。

○議長（加計雅章） 税務課長。

○税務課長（西村 豊） 年齢別のたばこの喫煙者数というのは、ちょっと税務課のほうでは把握をしておりますが、本数、こちらで言いますと、平成26年度から27年度まで4万1000本、これ、もとの数が2620万本の中の4万1000本なんですが、これだけ本数は減っております。ただ、本数は減っておるんですが、その旧3級品、これ税額でいいますと、旧3級品が減って、逆に旧3級品を除くもの、税率の高いもの、こちらが増えておりますので、本数は減ったわけですが、税額としたら、ほとんど変わりがなく、そして旧3級品が上

がった分だけ増額となった予算としているというところでございます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） これ保健課長と税務課長では相反する思いになると思うんですよ。片や、たばこの喫煙者を減らして、健康者を増やしたい、片や、ある程度税金も欲しいという、これは厳しい事情である我が町の30億ないうちの1億円がたばこ税として入ってくるわけですから、その重要性というのは私も認識しているんですが、あえていえば、日本のたばこ税が1兆600億ぐらいあるんですが、この収入どころの騒ぎじゃないぐらいの喫煙による病人、医療費が上がってきているという実情が今の何とか喫煙率を下げようという方針になってきているわけですから、ここら辺も、だからたばこ税が減ったからといって、税務課長がっくりしないように、そのぐらい北広島町の今度は健康人口が増えていると思っていただいて、ほかのところから、健康者の税金をもらうというふうにイメージを変えろということも必要だと思います。それで、使途なんです、やっぱり喫煙される方は、せつかくたばこ税払ってるのに一般財の中で何に使われているのかわからないという思いに対しては、どういう思いがあるかというのは複雑なんです、私、ある人に聞いてみたら、やっぱりレストランとか飲食するところで、非常に肩身の狭い思いをするんだと。分煙といっても、席を分けて、こっちが喫煙、こっちが禁煙だったら、これ意味ないんですよ。同じ室内では。やはり換気扇をつけるとか、エアカーテンをすとかいうはっきりした枠をせんと分煙の意味はないんですよ。だから、そういった施設をつくるというような事業所が出てきたら、そういったところに補助をすとか、そういうことも考えてほしいという、愛煙家の要望がありました。こういう要望に対してどう思われますか、副町長。

○議長（加計雅章） 副町長。

○副町長（空田賢治） 私自身がたばこを吸わないんで、宮本議員の主張に全面的に賛成なんですけれども、今の事情、たばこ税が一般財源の要素、重要な部分を占めているということから鑑みると、それを分煙対策に全部充てるということはどうなのかなというふうに思います。ただ、今のたばこの1箱の半分以上が国税と地方税合わせると税金であるということも事実ですので、そのことも理解をした上でたばこは吸われているんだと思いますが、いずれにしても、受動喫煙については本当明確な基準がありますので、そこについては、徹底した対策というのをやっていかなきゃいけないというふうに思ってます。済みません、ちょっと答えになってませんが。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 副町長、素直な答弁いただきましてありがとうございます。どうなんでしょう、こういった取り組み、保健師さんが一生懸命やっただいております。私の事業所も、実は雄鹿原診療所の保健師さんが熱心に分煙、喫煙の取り組み指導に来られまして、5年前から分煙をしております。これは当時は妊婦さんもおられましたし、胎児に対する影響も大きいというようなこともしっかり説明されましたね。これはやっぱり事業主としては責任があると判断されて分煙に決断されました。この保健師さんの取り組みはすごいと思いますね。それと、もう1点、私が前も言ったことがあるんですが、北広島町の商工会の砂原正則会長、この方もたばこやめられて、喫煙の害をすごく認識されておられる方で、実は事業所において、禁煙宣言をした従業員に、その禁煙宣言をしたときに5万円の特別賞与、1年間禁煙を貫いたときに、また5万円の特別賞与を与える。10万円の報償を出して、従業員の健康を守るため

に、そういう取り組みをされた方なんです。はっきりした人数聞いてないんですが、数名の方が、それでやめたという報告をいただいております。こういった取り組みは、優良健康増進事業所として、町としても表彰してあげられるぐらいな、私は何かあってもいいんじゃないかと思えますよ。砂原会長も従業員の健康と、その家族の健康が一番気になるんだと、病気になってもらったら、何もならんと、そういう思いを切実に言われてました。そういったことを含めて、たばこはいつやめても遅くないということでございますので、しっかり保健対策の一環として取り組みをしていただくことを要望して、次の質問に移らせていただきます。質問の2点目です。町営・町有住宅の維持管理と今後の住宅計画を問うものでございます。本町の町営・町有住宅は、旧町から引き継ぐものがほとんどで、老朽化も著しくなっております。木造住宅の耐用年数を過ぎたものもあり、今後の対策として、平成20年に策定された住宅基本計画と、平成24年に策定された長寿命化計画が今後も有効に活用されるのか、問題点を洗い直して、最善の対策をとることが必要と考えます。ここで1カ所訂正をお願いいたします。1番の老朽著しい千代田住宅の有田住宅というのはございません。十日市住宅でございます。この十日市住宅の入居されていない住宅の解体撤去と、現在の入居者に代替で退去を求める考えはありませんか。お聞きいたします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 十日市住宅について建設課からお答え申し上げます。十日市住宅は、昭和30年に築造されております。先ほど議員からご案内のありました町営住宅ストック総合計画、長寿命化計画におきましては、用途廃止の判定という結果となっております。もともとこの住宅には6棟ございまして、合併前に2棟取り壊しております。残りの4棟につきましては、うち3棟が現在入居ということをされております。1棟につきましては、平成27年の3月に退去されまして、それ以来募集は現在はおしておりません。代替で退去を進める考え方ということはないのかということですが、入居されている方が高齢であるということと、家賃がかなり安いということがあります。移転後ということもありますが、移転後の負担を考えますと、なかなかすぐに動いてくれということ、ちょっと難しい状況にあります。撤去につきましても用途廃止という判定結果を受けておりますので、今後、撤去に向けては進めたいとは思っておりますが、状況が許す限りにおいては、まとめて撤去をしていきたいと今考えております。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 昭和30年ごろに建てられた大変古い木造住宅で、住んでる人がよく管理されてますね、これ。私も見させてもらったんですが、とてもとても60年もたったような建物が今も住まれていると。ただ、住まれてない家というのは、もうどんどんどんどん老朽化して、いつ、どこが吹き飛んだり、壊れたりするかわからない状況で、大変危険な状況になります。そこは、やはり管理をどうやっていくかということ、維持していくかということに、放っついて、何かこの間のような大風吹いて、屋根が飛んで車に当たったとか、そんなことになったら、また損害賠償という世界、そういったところもあるんで、管理のほうはしっかりと、いつ全部の撤去になるかわからないと思うんです。このままだと。このもし最終的に撤去された後の、あそこだけですか。町有地と見られるところは。あの町有地の活用方法というのは、どのように考えておられるのか。お聞きします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 撤去後の活用ということでございますが、現在、ストック計画と長寿命化計画、平成24年から10年間の計画で、今、長寿命化計画としては、トイレの改造でありますとかをやっております。ちょうど今年度が5年目ということで、ちょうど折り返しの時期となっておりますので、これまでの成果でありますとか、検証いたしまして、今後どのような予定にしていこうかということ、今年度見直しをする計画としております。当然、今の跡地につきましても、町内でも立地条件は非常にいいと考えておりますので、有効利用を最大限の視点としました検討をしてみたいと思っております。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） わかりました。この後言うんですが、千代田地域の町営住宅、町有住宅、ほとんどがこれ借地なんですね。公的な建物のほとんどがこの千代田地域、皆借地という、一種変わった地域であるんですが、住宅の借地料が500万近いというのも伺いましたが、これでは、入居料と維持補修をしていったら合わんのじゃないかという気もするんですが、その辺とあわせて、今後の対策というのはどういうふうに見られているのか。もうこのまま借地の上に、また古くなったら建て直すとか、そういったところをどういうふうにご検討されるのか、お聞きします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 千代田地域の町営住宅、現在9つの団地を所有しております。そのうち、借地をしておりますのが7団地、あとの2団地が先ほどの十日市住宅と、もう1つ、町営住宅が町の土地になっております。その借地の面積が全体で1万5390平方メートルということになります。平成26年度の決算では、千代田地域の借地料が約360万円ほどということになっております。ただ、買収という考え方もあろうかと思いますが、これちょっと試算をしてみますと、近傍の土地売買の実績から大体推測していきますと、大体買い取りに3億800万ぐらいはかかるのかなと思っております。いろいろ財源として検討しておりますが、起債とか民間の借り入れは、既に住宅が建っておるということで非常に困難であるということもございます。借り入れには3億800万ぐらいの試算になるのかなと思っておりますが、建物の償却が大体25年から鉄筋コンクリートづくりで40年から50年というところなんです。それに対しまして、土地の減価償却だけでも今の借地料からいきますと、約85年分ぐらいかかるということで、それに利子等を含めると、もっと、大方100年ぐらい分の借地料になるのかなというふうに推測をしております。これらを考慮しますと、先ほど言いましたように、今年度、今のストックと長寿命化計画を見直す中でも当然検討してまいらないけないんですが、たちまちのところは、現在の借地のままの運用ということで、今考えております。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 町営住宅の必要性というのは当然ありますし、安い町営の住宅が要るというのもよくわかります。千代田については、民間の住宅の建設が物すごくウエート高いですね。どっちかいうと、住宅対策は、もう民間に任せるといような答弁もあったわけですね。ですから、もう古くなって、もうここ必要ないんじゃないかというところは、もう返してもいいと思うんですよ。そこに必要性があれば、新たにまた建築というのを考える必要があるかもしれませんが、もうこれだけ民間住宅が普及しとれば、よほどのことがなければ、要らないと思っただころはもうつくらない。借地料がもったいないという考えも私はわかりだと思っております。次に、これは大朝地域なんです、新庄伊関団地の販売促進計画と今後の見通しについてお伺

いをいたします。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 新庄の団地でございますけども、現在の販売状況ですが、8区画ございますけども、現在2区画が成約となっております。また3区画、これが現在、今年度中の成約に向けてお話をさせていただいている状況でございます。今後ですけども、今8区画中5区画の成約が見込まれておりますので、引き続き、ホームページ等で周知をしながら販売を進めていきたいと思っております。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 私もちよっと、伊藤議員も心配しておられたんですが、みんな、ほんまに売れるんかいのうと、あの土地が。若い人が買って、それから自分の力で我が家を建てるといのは非常な馬力が要りますからね。今、2区画がもう建ってるんですか。1戸しか見てないですね。あとの3区画、計5区画が販売予定と理解していいんですね。その内訳というのは、町外から来られた方なんですか。それとも町内の方が定住されるのか、どういう方なんでしょうか。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 今、2区画が成約と申し上げましたけども、そのうち1件につきましては、Uターンの方でございます。1件は町内の方であります。3区画、今進行中でございますけども、この方は町内の方でございます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） Uターンの方が5区画のうち1戸しかないわけですね。町内の方が家を建てて、そこに住むというのも全然悪いとは思いません。恐らく同じ家の中で住むことができなかった夫婦が、どこかを探したら、ちょうどいいのがあったというので、ここの物件を当たられたんだと思うので、全然悪くはないと思います。ただ、あとの3区画をこのまま順調に売れるかどうかというのは、まだ疑問があるんですが、しっかり町外にアピールしてほしい。やはり人口増やすためには、町外の若者が入ってきてほしいという思いでございます。それでしたら、次の分は外させていただいて、犬追原団地のことについてお聞きをいたします。犬追原団地も結構老朽化をしているんですが、このままの状況をどうしていくのか、このまま放置するのか、それとも修繕を行う考えがあるのか、そういった点をお聞きします。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 犬追原団地でございますが、現在は戸別改善ということで、長寿命化を図っております。42戸ありまして、現在32戸入居されておるような状況でございますが、今、入られていないお部屋につきましては、かなり傷みが激しいと。その原因が内部の湿気が非常に激しいということで、修繕にも多額の費用がかかったり、それから長屋の方式になって、2軒から3軒つながっているわけですが、一つの部屋ずつはなかなか難しいというのと効果がないということがありまして、現在のところ、修繕の計画がなかなか立てられないような状況にあります。ただ、いずれにしましても、先ほど来から説明をさせていただいております長寿命化計画の中で、今年度折り返しになりますので、建てかえも含めた形で、修繕もしながら、今のところを存続していくというような方向で検討進めてまいりたいと思っております。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 産業建設常任委員会で視察させていただいたときに見たんですが、もう住

んでないところは周辺まで草がぼうぼうになって、もう見ちゃおれんような状況になってきているわけです。やはりこれはもう早目に解体して、誰でも入れるというんじゃなくて、若者が入れるような住宅建設をしていってもらいたいという熱い思いがあります。これは多分、大朝の議員の皆さんも同じだと思うんです。何とか、住みたいのに入れないという声も前聞いたこともあるんですよ。空いてるのに入れんと、それは状況が、もう入れる状況でないから入れないというのがあるんですが、もうそういった住宅は早く解体して、若い人が住まれる、若者向きの住宅、これをぜひとも犬追原団地につくっていただきたい。会社もある、あの周りには。そういったところで、通勤にも、大朝のインターすぐ近いわけですから、何とかそういった取り組みを考えていってもらいたいんですが、答弁があれば。

○議長（加計雅章） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 改築と、それから建てかえということで検討する中では、このまま町営住宅として運用していくのか、それとも建てかえて町有住宅として、ある程度立派なものを作っていか、もしくは若者向きの住宅にするかというところは検討させていただきたいと思えます。ただ、その町営住宅、町有住宅、それぞれ根拠とする法律が違いますので、やはりそこは家賃にはね返ってくるということがございます。ということで、そうした場合の家賃との整合もとりながら、市場のニーズとミスマッチしてはいけないので、そのあたりも考えながら、できるだけ低家賃でいいものというような形で、検討は進めさせていただきたいと思えます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 早急にそのプランを立てていただいて、希望が持てる犬追原団地の建設に当たっていただきたいと、強く要望して、次の質問にいきたいと思えます。芸北、豊平地域に若者定住促進住宅が建設されて、あれから3年、4年が来るんですが、その後のこういった若者定住促進の住宅建築を町長は、一応廃止を決定されたわけなんです、この廃止、取りやめた理由のほうをもう一度説明いただきたいと思えます。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 若者定住促進住宅でございますけども、この住宅につきましては、若者定住ということに対しまして効果のある施策であろうと思っております。しかしながら、この住宅を整備するに当たりまして、一戸建てというふうな住宅ということで、かなりの建築費がかかってまいります。また、維持管理ということでも町有の施設となりますので、それに対する後年度負担というものも大きくなってまいります。こうしたことから、定住に対する施策、有効的で、かつ効率的な施策というものを考えていかなければならないというところの観点から、この住宅建築につきましては、現在見合わせをしているというふうな状況でございます。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 私もう一つの資料で、ここ8年間の子供の出生の数を出させていただいたんですが、とりわけ芸北地域、この8年間で10人未満の出生が5年あります。これはどういうことを示すかという、今後、小学校は50人から60人の規模、中学校は20人から30人の規模の学校になってしまうんです。これは大変深刻な問題でありまして、これを解消する最も有効な対策が芸北においては若者定住促進住宅のような若者が入ってくれる住宅を建てるのが一番有効なんです。実際に2棟建ったときでも10組が応募してきたわけですから、あれから1棟、2棟建ってれば、そこにまた若者は入ってるわけですよ。5年前に私は常任委員会で、長野県の下条村というところを視察させてもらったんですが、人口4000人で、大体

標高300から800、我が町と同じようなところの飯田市という通勤のところから車で大体40分から50分かかる、産業はもう農林業、ほとんど主たる産業がない村ですが、ここが今、日本で一番出生率が高い村になっている。これは若者定住促進住宅を建設し始めてからこうなったんですよ。私たちが行ったときには、まだ10棟も建ってませんでしたけど、65平米ぐらいな2LDK、若者に向けた3階建てのアパートで、各階に4戸ぐらいあったです。そういったアパートが今10棟建って、まだ、待ち受けの人がおるという状況です。出生率が2.03の村になってます。これは私は、芸北はこれは無理かもしれません。でも豊平地域は、こういった可能性が高い地域だと思うんです。県営工業団地の跡地とか、今回売りに出された町有地、何とかこういったところに、こういった集合で若者が住める住宅の構想をぜひとも練ってもらいたい。豊平地域もそんなに子供がいっぱい生まれている地域じゃありません。吉木に若い人がいっぱい帰ってこられた明るいニュースもあります。ぜひとも、ここは芸北地域の若者定住のあり方、豊平地域の住宅の建設のあり方、大朝も今言ったようなことなんですけど、こういった全ての面で、ハード事業とソフト事業、これをひっくるめて定住対策していかないと、ソフト事業だけでは、長い目で見るとなかなかそれは緊急な子供が増えるとか、若者が増えるということは考えられないんですよ。その辺の町長の考えはどうなんでしょうか。長い目で見てください、ソフト事業重要視でランニングしていくんですというの、やはり今後も続けられるんでしょうか。答弁をいただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 町長。

○町長（箕野博司） ソフト事業とハード事業のバランスを考慮すべきだというご意見であります。当然そういうことも考慮しなければならないと思っております。今年度、空き家対策も含めて、お試し住宅というような形で、新たな取り組みも始めてまいりました。地域の皆さんと一緒に、若い人を受け入れていこうという取り組みであります。集合住宅的なものも検討はこれからもずっとしていかないといけないというふうに思っておりますが、基本的には、地域にある空き家を有効活用するという部分を第一義として進めさせていただけたらというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 宮本議員。

○17番（宮本裕之） 時間がなくなりましたが、午前中、同僚議員が公共事業の削減が厳しいという話も出ました。アベノミクスが緩やかな景気回復を伝えているとはいえ、この町は、とてもとてもまだそんな実感は湧いておりません。住宅建築というのはいろんな職種があって、景気回復には一番即効的な役割を果たす面も持ってます。こういった面も考えながら、やはりこの町の景気を回復するというのも頭の中に入れていただいて、若者定住、過疎債とか特例の延長のこういう有利な起債を今しか使うときはないんですよ。なくなってから使うということは、あのときやっとけばよかったなということになる。ぜひそういった面も含めて、若者定住、こういう深刻な状況にある芸北、豊平と一緒に考えていただきたいということを切に要望して、私の質問は終わらせていただきます。最後は聞けませんでしたので、次回に回させていただきます。これで質問を終わります。

○議長（加計雅章） これで宮本議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして、明日15日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会といたします。

なお、明日の会議は10時より、本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 25分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~